提　言　書

平成２８年９月

長崎県市長会

長崎県内１３市の市政推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

県内全市においては、行財政改革に懸命に取り組みながら、複雑多様化する住民のニーズに的確に応え、個性豊かで活力に満ちたまちづくりの推進に努めているところでございます。

しかしながら、地方自治体を取り巻く行財政環境は年々厳しさの度を増してきております。

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、地方創生の取り組みを本格的に推進することが求められております。

つきましては、復興・防災対策、日本経済の再生、災害に強く活力ある国土･地域づくりの推進等の諸課題もあり、大変厳しい行財政運営の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分にご賢察いただき、政府予算の編成等にあたりましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成２８年９月

長崎県市長会会長

長崎市長　田　上　富　久

長　崎　県　市　長　会

長崎市長	田　上　富　久
佐世保市長	朝　長　則　男
島原市長	古　川　隆三郎
諫早市長	宮　本　明　雄
大村市長	園　田　裕　史
平戸市長	黒　田　成　彦
松浦市長	友　広　郁　洋
対馬市長	比田勝　尚　喜
壱岐市長	白　川　博　一
五島市長	野　口　市太郎
西海市長	田　中　隆　一
雲仙市長	金　澤　秀三郎
南島原市長	松　本　政　博

第119回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項 ＼ 提出先			内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
1	都市財政の拡充強化に関する提言について														
	1	都市財政の充実強化について	○	○		○			○	○				○	
	2	地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について	○	○	○				○						
	3	条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について	○	○		○			○						
	4	地方消費者行政の拡充への支援等について	○	○	○	○			○						
	5	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	○	○		○			○						
	6	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	○	○		○			○						○
	7	公共下水道への財政措置の拡大について	○	○		○			○					○	
	8	廃棄物処理対策の強化について	○	○		○			○				○		○
	9	海岸漂着物対策の財政支援措置について	○	○		○		○	○						○
	10	治水事業に対する財政措置等について	○	○		○			○					○	
	11	地方バス路線維持対策について	○	○		○			○					○	
	12	水道事業に対する財政措置の強化について	○	○		○			○		○				
	13	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	○	○		○			○					○	
	14	国境離島新法の施行に伴う財源確保について	○	○		○			○					○	
	15	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	○	○		○			○					○	
	16	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	○	○		○			○					○	
	17	半島航路の維持・確保について	○	○		○			○					○	
	18	公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における国庫補助申請の配慮について	○	○		○			○	○				○	
	19	実態に即した選挙に係る交付金の交付について	○	○		○			○						
	20	社会保障・税番号制度の円滑な運用に向けた支援等について	○	○		○			○		○				
	21	世界遺産に係る財政支援措置について	○	○		○			○	○					
	22	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	○	○		○			○					○	
	23	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	○	○		○			○						
2	合併市町村への支援策の充実に関する提言について														
	1	合併特例債の充当範囲の拡充について	○	○		○			○						
	2	合併算定替に替わる新たな財政支援措置について	○	○		○			○						
3	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について														
	1	医療保険制度改革について	○	○		○			○		○				
	2	当面の措置及び制度運営について	○	○		○			○		○				
	3	特定健康診査・特定保健指導について	○	○		○			○		○				

第119回長崎県市長会提言事項提出先一覧表

提言事項		提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	内閣府特命担当大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣
4		地域医療保健の充実強化に関する提言について													
	1	地域医療における医師確保対策等について	○	○		○			○	○	○				
5		福祉施策の充実強化に関する提言について													
	1	保健福祉施策等の充実強化について	○	○		○			○	○	○				
	2	障害者福祉施策の充実強化について	○	○		○			○		○				
	3	「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について	○	○	○	○			○		○				
	4	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	○	○		○			○		○				
6		介護保険制度等に関する提言について													
	1	第１号被保険者の保険料について	○	○		○			○		○				
	2	グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について	○	○		○			○		○				
	3	介護従事者の人材確保について	○	○		○			○		○				
7		生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について													
	1	大気汚染の防止対策について	○	○		○			○						○
	2	九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について	○	○		○			○	○					
8		九州新幹線等の整備促進に関する提言について													
	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	○	○		○			○					○	
	2	県下幹線鉄道の整備改善について	○	○		○			○					○	
	3	JR長崎本線連続立体交差事業の促進について	○	○		○			○					○	
	4	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	○	○		○			○					○	
9		高速道路網等の整備促進に関する提言について													
	1	道路整備の安定的財源確保について	○	○		○			○					○	
	2	道路網の整備について	○	○		○			○					○	
	3	道路環境の維持管理について	○	○		○			○					○	
	4	港湾の整備促進について	○	○		○			○					○	
	5	所有者の所在の把握が難しい土地への対応について	○	○		○	○		○			○		○	
10		農林水産業の振興に関する提言について													
	1	農業の振興対策について	○	○		○			○			○			
	2	ＴＰＰ協定に係る対応について	○	○		○			○			○			
	3	水産業の振興対策について	○	○		○			○			○			
	4	林地台帳整備に係る支援について	○	○		○			○			○			
11		地域経済の活性化に関する提言について													
	1	企業立地促進のための支援措置について	○	○		○			○				○		
	2	九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について	○	○		○			○					○	

国への提言事項目次

第１　都市財政の拡充強化に関する提言について ----------Ｐ 1
　１　都市財政の充実強化について ----------Ｐ 1
　２　地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について ----------Ｐ 4
　３　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ----------Ｐ 4
　４　地方消費者行政の拡充への支援等について ----------Ｐ 4
　５　国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----------Ｐ 5
　６　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----------Ｐ 5
　７　公共下水道への財政措置の拡大について ----------Ｐ 5
　８　廃棄物処理対策の強化について ----------Ｐ 6
　９　海岸漂着物対策の財政支援措置について ----------Ｐ 7
　10　治水事業に対する財政措置等について ----------Ｐ 8
　11　地方バス路線維持対策について----------Ｐ 8
　12　水道事業に対する財政措置の強化について ----------Ｐ 8
　13　急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について ----------Ｐ 9
　14　国境離島新法の施行に伴う財源確保について ----------Ｐ 9
　15　離島航路事業に対する財政支援の拡充等について ----------Ｐ 9
　16　離島地域における燃油コスト等の格差是正について----------Ｐ10
　17　半島航路の維持・確保について----------Ｐ10
　18　公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における
　　国庫補助申請の配慮について ----------Ｐ11
　19　実態に即した選挙に係る交付金の交付について ----------Ｐ11
　20　社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について ----------Ｐ11
　21　世界遺産に係る財政支援措置について ----------Ｐ12
　22　市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----------Ｐ13
　23　大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について --------Ｐ13
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について ----------Ｐ34
　１　合併特例債の充当範囲の拡充について ----------Ｐ34
　２　合併算定替に替わる新たな財政支援措置について ----------Ｐ34
第３　国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について ----------Ｐ40
　１　医療保険制度改革について ----------Ｐ40
　２　当面の措置及び制度運営について ----------Ｐ41
　３　特定健康診査・特定保健指導について ----------Ｐ41
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について ----------Ｐ44
　１　地域医療における医師確保対策等について ----------Ｐ44
第５　福祉施策の充実強化に関する提言について ----------Ｐ47
　１　保健福祉施策等の充実強化について ----------Ｐ47
　２　障害者福祉施策の充実強化について ----------Ｐ48

３　「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について ---------Ｐ48
４　放課後児童クラブに係る財政支援の充実について ----------Ｐ49
第６　介護保険制度等に関する提言について ----------Ｐ51
１　第１号被保険者の保険料について ----------Ｐ51
２　グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について ----------Ｐ51
３　介護従事者の人材確保について ----------Ｐ51
第７　生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について ----------Ｐ53
１　大気汚染の防止対策について ----------Ｐ53
２　九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の
火山監視・観測・研究体制の充実強化について----------Ｐ53
第８　九州新幹線等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ56
１　九州新幹線西九州ルートの着実な整備について ----------Ｐ56
２　県下幹線鉄道の整備改善について ----------Ｐ56
３　ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について ----------Ｐ57
４　地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について ----------Ｐ57
第９　高速道路網等の整備促進に関する提言について ----------Ｐ59
１　道路整備の安定的財源確保について ----------Ｐ59
２　道路網の整備について ----------Ｐ59
３　道路環境の維持管理について ----------Ｐ61
４　港湾の整備促進について ----------Ｐ61
５　所有者の所在の把握が難しい土地への対応について ----------Ｐ61
第10　農林水産業の振興に関する提言について ----------Ｐ70
１　農業の振興対策について ----------Ｐ70
２　ＴＰＰ協定に係る対応について----------Ｐ71
３　水産業の振興対策について ----------Ｐ72
４　林地台帳整備に係る支援について ----------Ｐ72
第11　地域経済の活性化に関する提言について ----------Ｐ75
１　企業立地促進のための支援措置について----------Ｐ75
２　九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊
影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について----------Ｐ75

（第１）都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税の充実強化による地方分権の推進について

① 地方分権を推進するため、国と地方の税源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すことにより、地方税中心の歳入構造を確立すること。

② 税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実・強化を確実に実行すること。

特に、消費税・地方消費税率１０％引き上げの度重なる延期（平成２７年１０月から平成２９年４月への延期に続き、平成３１年１０月へ更に延期）や軽減税率制度の導入が社会保障の充実に影響を与えないよう国の責任において、必要な財源を確保すること。

また、地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うこと。

さらに、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成２７年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること

④ 固定資産税は、市町村税収の太宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点からの見直しは、制度の根幹を揺るがすこととなることから、断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

（資料 1-1 参照）

（２）一般財源の総額確保等について

① 地方交付税総額の算出基礎となる地方財政計画について、まち・ひと・しごと創生事業費が平成２７年度に引き続き確保されるとともに、高齢者支援等に取り組むために必要な経費が計上される一方、歳出特別枠の減額や別枠加算が廃止されるなどの見直しが行われているが、地方交付税の見直しにあたっては、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

② 地方交付税の法定率について、平成２７年度には酒税の率を引き上げ、たばこ税を除外するなどの見直しが行われたが、地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、平成２７年の国勢調査人口が、平成２８年度以降の地方交付税に反映されることとなるが、条件不利地域では人口減少が進んでいる現状に鑑み、人口急減補正を拡充するなどの必要な措置を講じること。

③ 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。また、地方交付税の振替として発行している臨時財政対策債は、平成２８年度は大幅に抑制されているが、負担の地方への転嫁や後年度への先送りにつながっているため、恒常的に生じている地方財源不足額への対応については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の見直しなどにより、その解消を図ること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、平成２７年度以降社会資本整備総合交付金等の国庫補助金の内示率が極端に低い事業もあったが、地方では地方創生につながる都市基盤整備などが進められており、今後とも整備に財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保するとともに、補助採択基準を明確にすること。

② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災・熊本地震被災地の復旧、復興については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

④ 障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。

また、現在進められている幼児教育の無償化については、国が責任を持って財源を確保すること。

⑤ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

（４）施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設の整備事業については、今後、施設の維持管理費や更新費用の増加による財政負担が見込まれることから、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、国庫補助制度の創設又は地方債と地方交付税措置の組合せなどによる財政支援措置を講じること。

特に義務教育施設については、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保すること。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるためあらゆる整備基準の緩和、見直しを行うこと。

（５）地方債制度の改善について

公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成２４年度までが実施期間となっていたが、未だ高利率の起債が残っていることから、再度制度を設けるとともに補償金免除範囲の拡大などの適用要件の緩和を図ること。

また、公営企業借換債についても、対象事業の拡大及び条件の緩和を図ること。

２．地方創生の実現に向けた財政支援措置の充実について

国の地方創生に関する地方への財政支援については、平成２８年度地方財政計画に、まち・ひと・しごと創生事業費が平成２７年度に引き続き１兆円確保されたところであるが、平成２９年度以降も確保すること。

また、平成２８年度当初予算に「地方創生推進交付金」として措置されたところであるが、平成２８年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方自治体が地域性を考慮した自主性・主体性をもった自由な取組みが行えるような弾力的な取扱いを行うこと。

さらに、少子化対策などの人口減少対策については、中長期的な観点からの総合的な取組みが必要であることから、国の支援措置についても単年度ではなく継続的な支援を講じること。

また、地方がこの地方創生の取組みを推進していく上で、ソフト・ハード両面からの国の支援は必要不可欠である。

地方においては、国の財政支援を活用しながら、地域資源を最大限に活かしたまちづくりを進めており、その推進に向けて支障をきたさないよう所要の財源の確保と充実に努めること。

３．条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、従来の補助制度に加え、民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

４．地方消費者行政の拡充への支援等について

（１）消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員（みなし合格者を含む。）が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、未だ消費者被害が減らない状況にあるため、地方消費者行政をさらに推進すべく、消費者被害未然防止の取組など積極的に進めることについて、地方消費者行政推進交付金の平成２９年度までとする事業開始期間の延長等を含め、必要な財政措置を講じること。

（資料 1-2 参照）

（２）全国消費生活情報ネットワーク・システムの改善について

昭和５９年度に導入された消費者被害情報の集約のため活用されるＰＩＯ－ＮＥＴ（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）は、消費者被害の共有化を図り、被害を未然に防止するため有益なシステムであるが、消費生活相談員が行うデータ入力作業に時間を要し、即時に情報の反映がされないことが課題である。

平成２７年１０月に新たなシステムに移行し、不具合についても改修しているところであるが、操作性の面においてまだ、問題点も多々見受けられる。今後ともシステムの登録時間の短縮や、操作性を向上させるとともに、迅速な入力のために必要な改修を引き続き行うこと。

５．国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について

（１）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（２）ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

ＮＢＣ（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

６．浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲の拡大及び拡充を図ること。また、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、維持管理費に対する財政措置を含め、支援措置を拡充すること。

（資料 1-3 参照）

７．公共下水道への財政措置の拡大について

（１）公共下水道事業への財源確保について

下水道事業の計画的な普及拡大・整備促進を図るとともに、老朽化する

下水道施設の耐震化や改築・更新等を促進し、事業運営に支障が生じないよう、必要な財政措置を講じること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中､施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

（資料 1-4 参照）

８．廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

① 市町村合併等に伴う一般廃棄物処理施設の集約化にかかる旧施設の解体撤去工事費については、ダイオキシン類による環境汚染の防止等に多額の費用を要していることから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事の場合も財政措置の対象とすること。また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業については、幅広く財政措置の対象とする等、交付要件を緩和するとともに、マテリアルリサイクル推進施設の基幹改修についても財政措置の対象とすること。

③ 一般廃棄物処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金については、交付金の不足が生じると厳しい財政に多大な影響を与え、施設整備の遅滞等により適正な廃棄物処理が行えない事態に陥ることさえ懸念されることから、地方公共団体の健全な財政運営及び適正な廃棄物処理事業の執行のため、予算確保及び制度の安定化を図ること。

（２）容器包装リサイクル法について

容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早

期に実施すること。

（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。

② 家電リサイクル法については、法施行後１５年が経過しており、いわゆる家電４品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図ること。

③ 指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電４品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう、離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うこと。

④ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

（４）小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度に伴って自治体に新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じること。

９．海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率１０分の１０の全額国費により賄われていたが、今般の「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率１０分の１０に戻し、全額国費による対応とすること。

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

（資料 1-5 参照）

10. 治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、自治体においては、浚渫を国の補助事業や起債事業とする制度がないため、一般財源のみで実施していることから、すべてに対応することが困難な状況である。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

（資料 1-6 参照）

11. 地方バス路線維持対策について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件緩和等、市町村が実施する施策に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の撤廃等補助要件の緩和を図ること。

さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。

（資料 1-7 参照）

12. 水道事業に対する財政措置の強化について

（１）再構築事業及び耐震化事業について

平成の大合併により管轄する地域や管理施設が急激に増え、また高度経済成長期に布設された水道管が一斉に法定耐用年数を迎えている状況である。一方で、昨今の人口減少や老朽化した施設の維持及び更新、整理統合さらには地震に備えた水道管路の耐震化も喫緊の課題となっているが、それら施設の更新については多額の費用を要し、財源不足等の理由から進ん

でいないのが現状であることから、浄水施設・送水施設等を始め、水道基幹施設の再構築事業に対しては、地理的条件などの経営環境に配慮した国庫補助制度を創設するとともに、老朽化した管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準のさらなる緩和及び財政措置を行うこと。

13. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

（資料 1-8 参照）

14. 国境離島新法の施行に伴う財源確保について

国境離島が果たしている我が国の領海や排他的経済水域の保全、海洋資源の利活用等の国家的役割は、今日ますますその重要性を増している状況であり、有人国境離島地域に継続的に人が居住し経済活動を行うことが、国家的役割を適切かつ安定的に果たし、国益に大きく貢献するものである。

今般、有人国境離島地域のうち地域社会の維持を図ることが特に必要な島について、特別措置を講じることを盛り込んだ国境離島新法が成立したが、本法の施行にあたっては、当該地域に人が継続的に居住することが可能となる環境整備を図るための特別措置を確実に推進するための所要の財源を確保すること。

（資料 1-9 参照）

15. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

（１）補助制度の柔軟な対応について

平成２３年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とする等、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第２０条第２項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

運賃の低廉化については、国境離島新法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づ

き速やかに実施するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路についてＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

（２）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図るための財政支援措置を講じること。

（資料 1-10 参照）

（３）貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

16. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について

離島ガソリンについては、平成２３年度から、補助制度が設けられ、平成２４年６月に補助単価の見直しが行われたが、未だに本土との価格差が見られるため、制度を見直すとともに離島ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 1-11 参照）

17. 半島航路の維持・確保について

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（１）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のＰＲや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

（資料 1-12 参照）

18. 公共工事等のインフレスライド条項及び特例措置適用時における国庫補助申請の配慮について

最近の公共工事等における賃金、資材の高騰により、国は、平成２８年２月１日から新労務単価等を適用し、公共工事標準請負約款第２５条第６項に定めるインフレスライド条項及び特例措置を直轄工事において運用しているが、地方自治体の建設工事等は、国庫補助や地方債を活用して実施しているものが多いことから、インフレスライド条項及び特例措置を適用する案件については、応分の国庫補助等の措置を行うこと。

19. 実態に即した選挙に係る交付金の交付について

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたが、期日前投票所における従事者数等、実務を行う市町村の実状に合った基準とはなっていないことから、すみやかに、市町村の執行実態の調査を行い、実状に見合った基準を定めること。

（資料 1-13 参照）

20. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について

（１）マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付事務においては、本人確認手順や代理人への交付手順が煩雑であることや、Ｊ－ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）にて作成されたマイナンバーカードは交付前に設定の処理が必要であることなど、市町村にカードが送付されてすぐ対象者に交付できるものではなく、マイナンバーカードの交付を多数の方にお待ちいただいている状況となっている。よって、速やかかつ円滑にカードの発行を行えるようにし、市町村における事務処理負担の軽減を図るため、早急に事務処理手順の抜本的な見直しを行うこと。

また、マイナンバーカードの交付に係るシステムの障害対応は完了したとＪ－ＬＩＳから発表され、以前のようなシステムの停止等は発生していないが、今後も申請者が集中する時間帯・曜日等にシステム処理遅延が再発しかねない不安が払拭されないことから、安定的なシステムの運用を図ること。

更に、マイナンバーカード交付促進マニュアルの中で、交付促進に必要な経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象拡大に取り組むよう示されているところであるが、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について市町村負担が生じることのないような財源措置を講じること。

加えて、引き続き保管することとなった通知カードへの対応事務についても必要な財政措置を講じること。

（２）マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を進めているが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回ることが見込まれ、地方負担が発生することとなる。

国においては、国庫補助金等による財政措置が講じられたところであるが、地方自治体における改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

（３）自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を進めており、そのシステム構築にあたっては国庫補助金等により財政措置されているが、十分なものとなっておらず、また、構築後のシステムを安定かつ適切に維持するためには、継続的な運用管理費用が必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

21. 世界遺産に係る財政支援措置について

長崎県内には、平成２７年７月に世界文化遺産に決定した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、平成３０年の世界遺産登録を目

指している「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」があり、構成資産である国指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、保存修理・整備や防災事業にかかる費用について、現行の補助制度に加え更なる財政支援措置を講じるとともに、一般財源の負担軽減のため世界遺産に特化した有利な地方債制度を創設すること。

（資料 1-14 参照）

22. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について

市街地再開発事業については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるものであるので、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上を図るため、必要な財源の確保を行うこと。

23. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について

平成２８年４月、震度７の大地震に２度も見舞われた熊本地震では、災害時における防災拠点となる自治体庁舎が被災し使えなくなる例が相次いだが、平成２６年度末での全国の地方自治体における学校施設の耐震化が９４．６％であるのに対し、庁舎の耐震化は７４．８％と低いものとなっている。

今後、南海トラフ地震などの発生の可能性も指摘されており、大規模災害時に救援や復旧・復興を迅速に進めるための拠点となる庁舎については、その機能が失われることのないよう建て替え等の対応が急がれるところであるが、多額の経費を要する上に補助制度も無く、財源確保が厳しいなどの理由により、多くの自治体で庁舎の建て替えや耐震化が進んでないところである。

また、庁舎の耐震改修については、防災対策事業及び緊急防災・減災事業として地方債が措置されているところであるが、建て替えについては、その対象とされていない。

このようなことから、緊急防災・減災事業債については、大規模災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、庁舎等の建て替え事業をその対象に加えるなど制度の拡充を図るとともに、平成２８年度末までの措置とされている同制度の恒久化を強く要請する。

（資料 1-15 参照）

資料1−1

県内各市の償却資産（機械及び装置）とゴルフ場利用税交付金の現状

（単位：千円）

団体名	償却資産（機械及び装置）　※．税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
長崎市	1,645,497	1,565,320	63,779	60,408
佐世保市	1,057,654	1,136,339	38,859	39,400
島原市	149,863	161,937	0	0
諫早市	1,504,502	1,485,623	38,459	38,691
大村市	634,110	666,732	16,277	18,455
平戸市	180,412	187,106	0	0
松浦市	119,262	133,584	0	0
対馬市	193,091	223,417	0	0
壱岐市	164,365	164,030	2,258	2,094
五島市	238,570	243,862	5,769	5,789
西海市	339,905	357,451	27,887	27,948
雲仙市	176,823	190,879	10,892	11,187
南島原市	80,360	106,890	6,457	6,872
県内13市の合計	6,484,414	6,623,170	210,637	210,844

※償却資産（機械及び装置）の、「税額試算」は平成26年度及び平成27年度の概要調書上の価格（課税標準額：県より）に1.4%を乗じたものである。
　また、償却資産（機械及び装置）については、大臣・知事配分額を合算している。

資料1−2

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口（H28.5.1）	430,439	252,089	44,925	137,522	92,908	31,262	23,153	30,619	26,593	36,787	28,429	43,383	45,818
世帯数	195,039	106,775	17,797	53,015	37,021	12,607	9,025	13,326	10,433	17,815	11,380	16,320	17,441
(1)平成28年度消費者センター職員数（人）	25	7	3	5	5	2	3	3	3	3	5	5	5
（2）（1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数（人）	12	7	3	5	5	2	3	3	3	3	5	5	3
（3）（2)うち、消費生活相談員数（人）	5(欠員1)	3	2	2	4	2	2	1	1	2	1	2	2
（4）（3)うち、3資格保有者数（人）※1	4	2	0	2	1	0	1	0	0	1	0	1	2
平成28年度消費者行政に関する予算額（正規職員の人件費、計量行政費は除く）（千円）	34,014	15,351	6,708	9,823	8,020	4,089	6,721	5,100	862	7,621	2,840	6,618	6,486
特定財源：消費者庁基金（交付金）からの充当等（千円）	4,521	2,684	1,441	0	5,163	1,997	3,061	4,062	815	4,050	1,549	3,738	3,186
（対予算の割合）	13.29%	20.25%	21.48%	0.00%	64.38%	48.84%	45.54%	79.65%	94.55%	53.14%	54.54%	56.48%	49.12%
うち消費者行政推進補助金により相談員の人件費に充当する額（千円）	0	0	1,198	0	2,637	1,618	1,436	683	0	2,296	1,154	2,409	2,478
（対予算の割合）	0.00%	0.00%	17.86%	0.00%	32.88%	39.57%	21.37%	13.39%	0.00%	30.13%	40.63%	36.40%	38.21%
一般財源（千円）	29,075	11,986	5,267	9,823	2,857	2,077	3,660	1,038	47	3,571	1,291	2,880	3,300
（対予算の割合）	85.48%	79.75%	78.52%	100.00%	35.62%	50.79%	54.46%	20.35%	5.45%	46.86%	45.46%	43.52%	50.88%
消費生活相談員報酬（含む共済費）（千円）【補助金＋一財】	14,810	10,682	6,465	4,823	7,731	3,481	2,874	2,077	※2 (3,071)	5,867	2,308	4,672	5,007
（対予算の割合）	43.54%	68.06%	96.38%	49.10%	96.40%	85.13%	42.76%	40.73%	0.00%	76.98%	81.27%	70.60%	77.20%
27年度相談件数（件）	3,720	1,918	460	936	476	115	145	53	74	226	58	227	229
26年度相談件数（件）	3,740	2,166	287	921	497	111	179	43	58	200	51	193	237

※1　3資格とは、①消費生活専門相談員　②消費生活アドバイザー　③消費生活コンサルタント　を指す。
※2　壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

資料1−3

平成28年度　長崎県内（13市）における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数（H28.3.31現在）						平成27年度実績	
	住宅用途（基数）			住宅用途以外（基数）			国庫補助基数	国庫補助対象経費（千円）
		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,823	2,385	438	491	290	201	39	14,938
佐世保市	12,490	8,437	4,053	1,561	825	736	326	145,134
島原市	6,010	5,126	884	737	507	230	173	66,872
諫早市	7,804	7,198	606	1,085	685	400	200	93,612
大村市	1,245	1,206	39	196	153	43	20	11,844
平戸市	3,054	2,382	672	607	353	254	84	38,884
松浦市	1,332	1,211	121	299	104	195	45	17,146
対馬市	1,742	1,525	217	400	170	230	48	23,134
壱岐市	2,332	2,198	134	296	113	183	80	38,537
五島市	6,929	5,118	1,811	948	382	566	335	124,796
西海市	2,267	2,169	98	635	491	144	52	21,967
雲仙市	2,788	2,491	297	482	312	170	61	35,799
南島原市	5,213	4,965	248	804	636	168	119	65,563
合計	56,029	46,411	9,618	8,541	5,021	3,520	1,582	698,226

◎　国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率（4割）として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

BOD換算による汚濁負荷排出割合

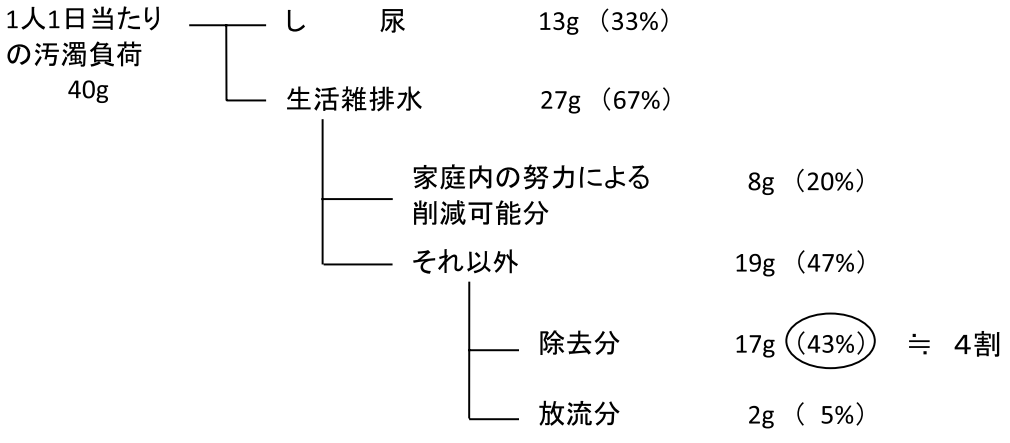

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

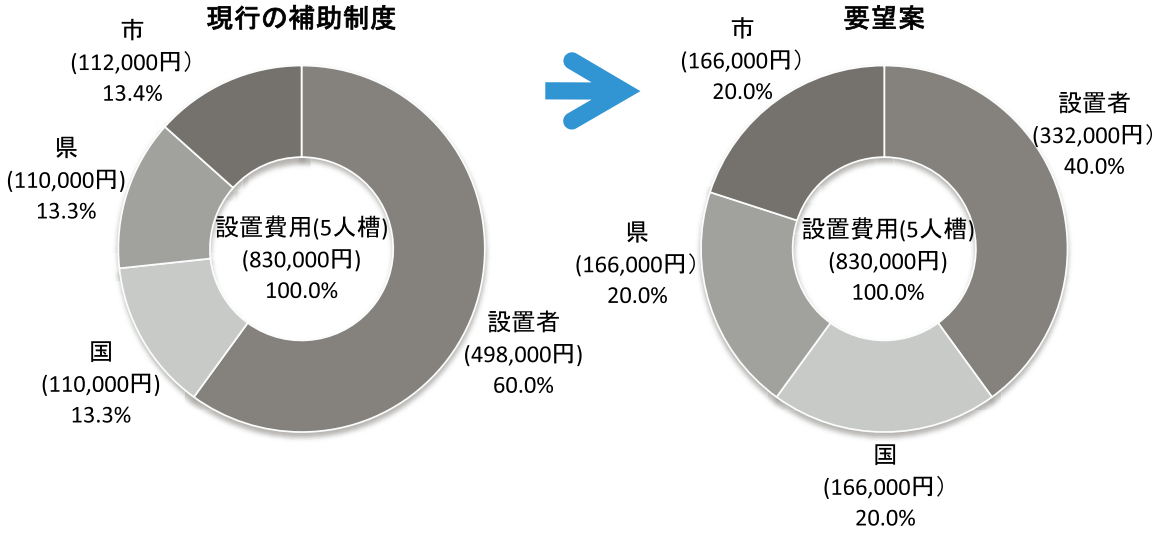

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	11,400	6,000	46,400 (25,754)	41,000 (20,354)
7人槽	15,200	25,700	11,400	6,000	52,300 (31,654)	46,900 (26,254)
10人槽	15,400	37,100	11,400	6,000	63,900 (43,254)	58,500 (37,854)

※1世帯当たりの平均下水道使用料（H27年度）・・・年間約20,646円 水道局営業課業務係確認

※維持管理費については、H22～H27年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂（平成28年4月1日） 5～10人槽（1年目 10，000円 2年目以降 5,000円）

【参考】佐世保市の補助制度（申請者居住住宅　改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

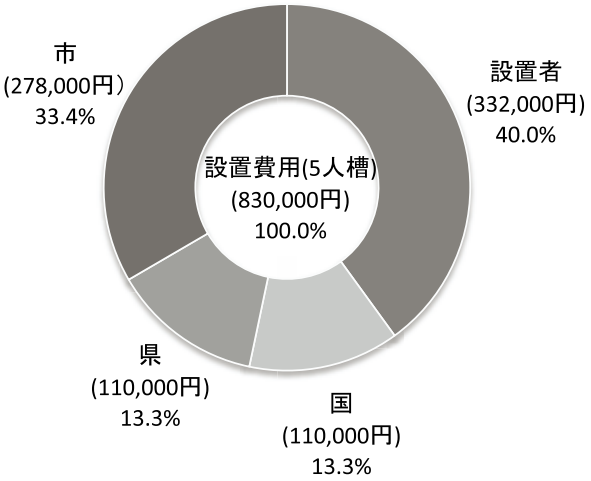

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	―	―
補助基数	247	253	309	350	348	328	336	326	―	―
うち改築	83	81	137	154	143	201	120	115	―	―
うち新築	164	172	172	196	205	127	216	211	―	―

補助金上乗せ

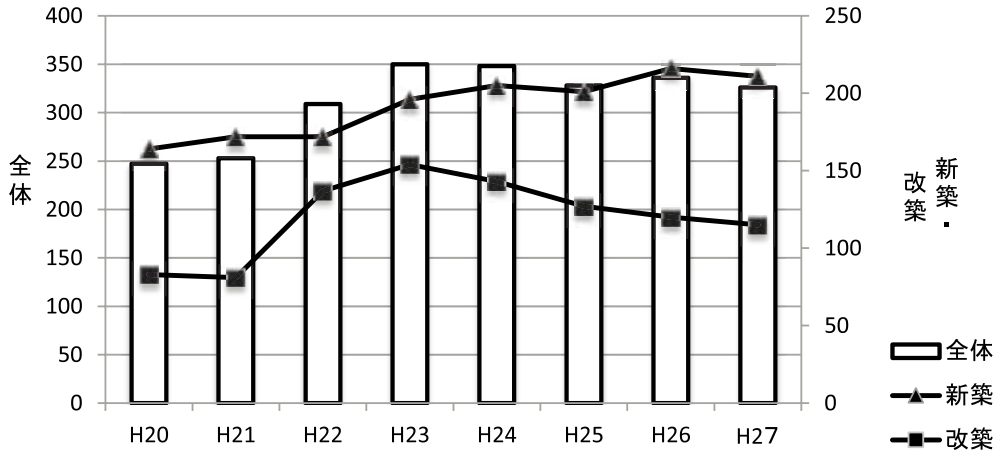

資料1−4

公共下水道事業概要（H27.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
（1）行政区域内人口（人）（A）	434,332	258,132	46,945	140,127	93,921	33,572	24,259	32,765	28,186	39,117	29,693	45,972	49,197
（2）下水道処理区域内人口（人）（D）	404,592	146,614	未着手	70,146	83,535	未着手	4,950	未着手	2,977	未着手	2,766	15,492	6,008
（3）水洗便所設置済人口（人）（E）	386,699	131,997		57,755	80,783		2,892		1,477		1,567	8,702	3,678
（4）全体計画面積（ha）（H）	7,012	3,857		2,733	2,530		433		187		154	611	284
（5）普及率													
ア　下水道普及率　D／A×100（%）	93.2	56.8		50.1	88.9		20.4		10.6		9.3	33.7	12.2
イ　接続率　E／D×100（%）	95.6	90.0		82.3	96.7		58.4		49.6		56.7	56.2	61.2
（6）総事業費（千円）（J）	322,550,243	108,642,579		72,742,275	72,631,725		7,223,386		6,165,092		6,774,742	21,686,782	12,363,557
同上財源													
ア　国庫補助金（千円）	106,381,330	43,533,159		21,946,010	26,198,795		2,981,709		2,755,950		3,131,425	9,195,636	5,321,614
イ　企業債（千円）	175,228,253	54,760,640		37,071,466	38,295,954		3,473,900		2,879,800		3,041,000	9,914,800	5,146,200
ウ　受益者負担金（千円）	4,180,737	3,111,757		3,715,086	2,312,157		80,443		64,298		43,425	358,943	137,090
エ　その他（千円）	36,759,923	7,237,023		10,009,713	5,824,819		687,334		465,044		558,892	2,217,403	1,758,653
同上のうち使途内訳													
ア　管きょ費（千円）	192,648,773	67,231,161		49,859,416	51,203,518		5,427,940		3,805,094		4,392,050	13,948,381	6,435,488
イ　ポンプ場費（千円）	19,902,308	5,222,586		4,044,759	4,162,547		0		203,423		0	921,397	1,034,550
ウ　処理場費（千円）	96,186,442	35,060,809		14,304,766	16,934,602		1,770,801		2,156,575		2,382,692	6,198,084	3,906,134
エ　流域下水道建設費負担金（千円）	0	0		3,972,216	262,677		0		0		0	0	0
オ　その他（千円）	13,812,720	1,128,023		579,118	68,381		24,645		0		0	618,920	987,385
（7）補助対象事業費（千円）（K）	198,983,769	81,857,074		42,882,016	47,908,221		5,745,670		5,349,750		6,166,062	17,403,743	10,475,951
（8）補対率K／J×100（%）	61.7	75.3		59.0	66.0		79.5		86.8		91.0	80.3	84.7
（9）下水管布設延長（km）	2,068	620		438	496		40		40		36	175	64
（10）終末処理場数（ヶ所）	11	4		1	1		1		2		2	4	2
（11）計画処理能力（㎥／日）（L）	185,900	101,500		27,550	50,600		6,100		2,740		3,500	13,300	5,800

※算定根拠：平成26年度決算統計（平成27年3月31日）

資料1−5

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市　名	事　業　費　（千円）			備　考
	H２５年度	H２６年度	H２７年度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	５，９３２	３，２８３	５，３３８	宇久町のみ
島原市	２３０	事業なし		H２５年度まで実施
諫早市	事業なし			
大村市	事業なし			
平戸市	１０，０４１	１１，０２４	８，０３０	
松浦市	５，０００	１０，０００	１，８９４	
対馬市	４５５，０００	５３９，９１７	２９２，１０６	
壱岐市	７９，９８１	８０，００７	４８，８２７	
五島市	３０，０００	１００，０００	７４，８６６	
西海市	３，１７３	２，９１６	０	H２７年度事業なし
雲仙市	３，０８５	３，１０１	３，０３２	
南島原市	４６３	２０１	４７１	
合　　計	５９２，９０５	７５０，４４９	４３４，５６４	

資料1−6

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　数		事　業　費(千円)	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
長崎市	2	4	2,952	6,724
佐世保市	16	8	14,154	6,922
島原市	0	1	0	1,621
諫早市	29	15	14,981	6,376
大村市	4	2	775	203
平戸市	2	3	981	1,299
松浦市	0	0	0	0
対馬市	0	0	0	0
壱岐市	0	1	0	1,274
五島市	0	0	0	0
西海市	1	0	5,492	0
雲仙市	11	9	2,839	3,143
南島原市	6	0	959	0
計	71	43	43,133	27,562

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)

浚渫が完了した河川

大雨時に増水した河川の状況

資料1-7

平成27年度　地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1．乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	86,224,184
2	佐世保市	2	12,560,000	1	946,000	7	25,970,640
3	島原市	0	0	3	2,852,000	26	11,025,000
4	諫早市	6	11,216,000	5	29,058,000	70	168,791,000
5	大村市	0	0	0	0	12	61,393,000
6	平戸市	1	6,746,000	1	10,219,000	10	58,770,000
7	松浦市	3	19,819,500			10	42,360,000
8	対馬市	0	0	3	17,467,000	37	124,992,000
9	壱岐市	0	0	1	1,461,000	30	69,221,000
10	五島市	3	2,675,369	3	3,813,661	31	94,463,554
11	西海市	3	3,309,349	2	2,856,000	2	11,168,651
12	雲仙市	0	0	3	3,084,000	16	9,363,000
13	南島原市	0	0	4	12,022,000	24	27,536,000
合計		－	56,326,218	－	83,778,661	－	791,278,029

2．地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	809,352
2	佐世保市	2	3,821,242
3	島原市	1	2,555,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	25,582,408
8	対馬市	4	3,529,391
9	壱岐市	0	0
10	五島市	6	1,916,975
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		－	38,214,368

資料1−8

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（26年7月現在）	平成26年度事業実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数（28年1月現在）	平成27年度事業実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	275	15	県営	11	281	20	県営	14
				県費補助	4			県費補助	6
2	佐世保市	195	28	県営	14	183	29	県営	18
				県費補助	13			県費補助	11
3	島原市	16	0	県営	0	0	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
4	諫早市	132	10	県営	5	132	9	県営	5
				県費補助	5			県費補助	4
5	大村市	18	0	県営	0	18	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	平戸市	56	2	県営	0	58	2	県営	0
				県費補助	2			県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
8	対馬市	84	3	県営	3	78	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
9	壱岐市	63	4	県営	0	65	3	県営	0
				県費補助	4			県費補助	3
10	五島市	31	3	県営	3	31	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
11	西海市	89	5	県営	3	92	5	県営	3
				県費補助	2			県費補助	2
12	雲仙市	38	3	県営	1	40	2	県営	1
				県費補助	2			県費補助	1
13	南島原市	12	1	県営	0	13	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
合　計		1,036	74	県営	40	1,018	77	県営	47
				県費補助	33			県費補助	30

資料1−9

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

目　　的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

定　　義

有人国境離島地域

１　自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域

２　１のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本方針・計画

○　内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。

○　特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

有人国境離島地域に係る施策

＜保全＞

一　国は、国の行政機関の設置に努める。

二　国は、土地の買取り等に努める。

三　国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。

四　国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。

五　国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

＜その他＞

○　啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

＜地域社会の維持＞

一　国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化（特別の配慮）

二　国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化（特別の配慮）

三　生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

四　雇用機会の拡充等

五　安定的な漁業経営の確保等

※　必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

施行期日等

この法律は、一部を除き、平成２９年４月１日から施行する。また、平成３９年３月３１日限り、その効力を失う。

資料1−10

1．平成27年度長崎県離島航路事業対策補助金（市町村内補助航路事業）調査

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

（定義）「基幹的補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち2以上の市町の地点間を結ぶ航路事業。
「市町内補助航路事業」・・・離島補助対象航路のうち一市町内の地点間を結ぶ航路事業。
（補助対象となる額） 航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第3条の規定により交付される国庫補助金のうち、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第31条第1項の航路補助の額を差し引いた額の範囲内の額とする。
（補助額等） 基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の100以下とし、市町内補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の50以下とし、市町の負担する額を限度とする。

（単位：円、人）

航　路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③＝①－②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者1人あたり運航経費 ⑤＝②÷④	利用者1人あたり欠損額 ⑥＝③÷④
五島市 4航路	270,580,261	676,722,050	△ 406,141,789	289,052,009	68,973,617	45,251,340	179,482.0	3,770	△ 2,263
長崎市 1航路	178,035,704	343,081,584	△ 165,045,880	108,885,855	28,063,744	28,063,744	212,437.0	1,615	△ 777
佐世保市 1航路	76,331,964	111,556,194	△ 35,224,230	22,263,914	6,410,158	6,480,158	53,670.5	2,079	△ 656
壱岐市 1航路	23,521,594	96,556,929	△ 73,035,335	49,416,067	11,796,489	11,822,779	61,227.5	1,577	△ 1,193
平戸市 1航路	112,272,467	148,087,179	△ 35,814,712	19,954,684	7,930,014	7,930,014	84,806.5	1,746	△ 422
松浦市 2航路	66,258,234	207,064,684	△ 140,806,450	103,347,332	19,437,738	19,437,738	86,626.5	2,390	△ 1,625
西海市 2航路	101,546,183	240,616,213	△ 139,070,030	71,376,925	67,639,204	0	101,839	2,363	△ 1,366
合計 （7市12航路）	828,546,407	1,823,684,833	△ 995,138,426	664,296,786	210,250,964	118,985,773	780,089.0	2,338	△ 1,276

※　利用者数については、子どもを0．5人として計上しています。

2．離島航路事業への市単独補助金調査

・実施市：対馬市
・補助概要：平成21年1月から長崎県離島基幹航路である対馬～壱岐～博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝～博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。
　また、平成24年4月からはリプレイス割引として対馬～壱岐～博多航路は2割引されているので、同様に比田勝～博多航路においても市単独での補助を実施している。
・補助状況：平成21年度（実績） 143,640円　平成22年度（実績） 1,633,240円　平成23年度（実績） 1,816,780円　平成24年度（実績） 11,647,030円
平成25年度（実績） 7,305,300円　平成26年度（実績） 11,036,605円　平成27年度（実績） 12,358,115円　平成28年度（予算額） 14,723,000円
※平成25年度は補助対象期間を変更（4月～3月の1年間から10月～9月に変更）

資料1−11

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

20年（単位：円/L）　21年　22年　23年　24年　25年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	154	153	153	131	160	173	182	185	174	163	136	118	106	109	112	114	129	133	132	152	152	147	149	151	147	143	143	144	143	143	153	158	152	144	139	141	148	148	146	147	150	154	156
長崎県	158	157	157	136	164	176	187	192	182	171	144	126	113	116	118	121	133	138	137	155	157	153	153	156	154	153	152	152	151	150	157	165	161	153	147	148	154	155	154	155	157	160	162
本土	154	152	153	132	160	172	183	189	178	167	141	120	107	110	114	116	130	135	134	151	153	149	149	153	151	150	149	149	147	146	155	163	158	149	145	147	154	153	151	153	155	160	160
離島	180	180	181	157	187	197	208	212	206	195	172	154	144	144	144	145	156	159	164	181	174	174	174	173	173	173	171	171	171	171	173	179	185	174	169	169	173	174	173	173	172	176	180
下五島	180	183	183	156	185	198	208	213	208	198	174	159	149	149	149	149	159	160	164	181	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	181	181	172	166	166	172	172	172	172	172	177	177
上五島	182	182	182	156	187	197	207	212	207	196	177	151	142	142	142	142	152	155	161	182	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168	179	185	190	174	168	168	175	175	175	175	175	175	179
壱岐	176	176	176	153	185	195	205	210	200	190	167	152	135	138	138	143	155	158	161	180	172	172	172	172	172	170	170	170	170	170	170	174	183	172	166	166	171	171	171	171	171	174	180
対馬	182	182	183	162	189	199	210	215	210	199	173	155	148	148	146	146	156	162	168	182	178	177	177	177	177	177	173	172	173	173	173	181	186	178	174	174	174	176	174	174	173	178	181

内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	28.7	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

25年　26年　27年　28年　（単位：円/L）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	155	152	152	155	160	161	160	158	158	159	158	159	164	165	167	170	169	167	165	159	152	143	135	140	139	142	145	145	138	135	134	132	126	119	114	112	117	119
長崎県	161	160	159	161	166	168	167	167	166	167	166	165	171	172	173	175	174	173	171	166	160	151	142	147	147	148	151	151	146	143	142	140	135	128	122	121	125	127
本土	159	158	158	160	165	167	166	166	165	166	166	164	169	170	172	174	173	171	169	165	158	147	139	145	144	145	148	148	144	139	139	136	131	123	118	116	120	122
離島	180	180	180	180	182	185	185	185	185	186	185	185	190	190	190	194	194	194	194	191	188	180	169	171	171	171	174	175	175	168	168	168	161	161	154	149	149	150
下五島	177	177	177	177	182	182	182	182	182	182	182	182	187	187	187	192	192	192	192	188	183	173	166	166	166	166	166	171	171	165	165	165	161	161	155	144	149	149
上五島	181	181	181	181	186	186	186	186	186	186	186	186	191	191	191	195	195	195	195	190	187	176	168	168	168	168	174	174	174	168	168	168	157	163	152	152	152	152
壱岐	180	180	180	180	180	185	185	185	185	185	185	185	191	190	190	190	193	193	193	190	188	182	170	180	179	178	178	178	172	170	170	170	161	156	152	152	152	152
対馬	182	182	182	182	182	187	187	187	187	188	187	187	192	192	192	197	197	197	197	194	191	185	170	170	170	170	176	176	181	168	168	168	163	163	155	151	151	148

内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

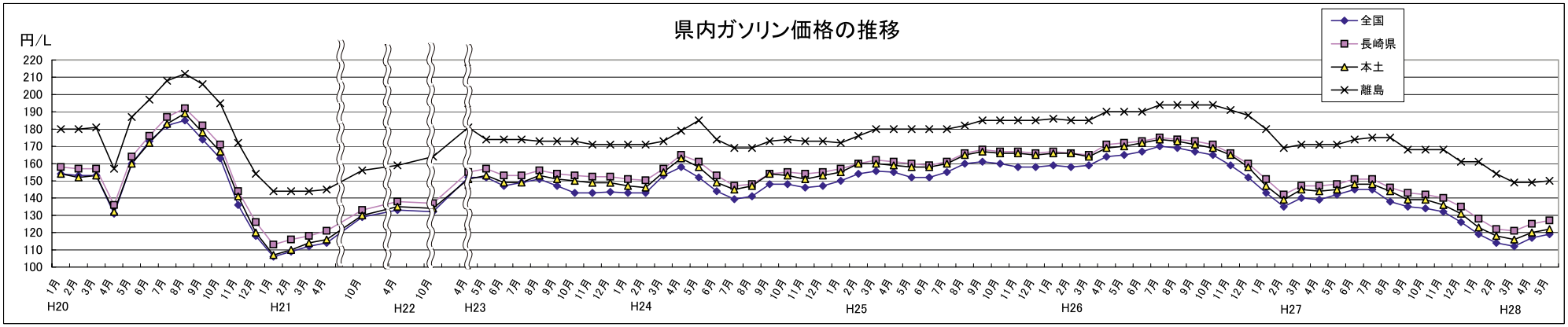

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表
「本土」…県独自調査（H24．3月以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下…県独自調査

軽油の店頭小売価格の推移

（単位：円/L）

	20年												21年					22年		23年									24年												25年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	133	132	132	118	140	153	163	167	159	149	128	112	102	102	100	100	107	112	112	131	133	129	129	130	126	123	123	124	124	124	133	137	132	125	121	122	128	128	126	127	130	133	135
長崎県	138	137	137	124	146	157	167	172	164	154	134	120	110	109	107	107	113	118	119	136	140	137	136	137	136	135	135	135	135	135	140	147	143	137	131	131	137	138	137	138	140	143	145
本土	135	134	135	122	143	155	166	171	162	152	133	116	107	105	104	103	110	115	116	132	135	132	131	133	131	130	130	130	130	129	136	145	141	132	128	130	137	136	134	136	138	143	142
離島	150	151	151	137	158	169	180	185	179	169	152	142	133	133	131	131	134	137	141	158	160	160	160	160	160	160	157	157	157	157	159	165	168	162	157	157	161	162	161	161	161	164	167
下五島	145	150	150	133	153	164	177	183	178	169	155	148	138	138	138	138	138	141	144	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159	166	166	160	154	154	160	160	160	160	160	165	165
上五島	148	148	148	131	153	163	174	179	174	165	155	142	133	135	135	135	135	135	138	161	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	169	175	175	166	160	160	167	167	167	167	167	167	171
壱岐	153	153	153	139	163	174	184	189	181	168	149	140	123	128	124	123	131	133	135	151	156	156	156	158	158	155	153	153	153	152	154	158	163	156	150	150	156	156	156	156	156	158	163
対馬	150	150	151	139	159	170	180	186	181	172	151	139	137	135	133	132	134	139	147	162	165	164	164	164	164	164	161	160	161	161	161	167	171	169	165	165	165	167	166	166	165	170	170

内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	15.0	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

（単位：円/L）

	25年									26年												27年												28年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	134	132	132	135	138	139	138	138	138	139	139	139	143	144	145	148	147	145	144	138	132	123	116	120	119	121	123	123	117	114	112	111	108	103	99	97	99	100
長崎県	145	144	143	144	148	150	149	149	149	150	149	149	152	153	154	155	155	153	151	147	140	134	125	128	129	129	131	132	128	124	123	121	118	115	110	108	109	111
本土	142	141	141	143	147	149	148	148	146	148	148	146	150	151	152	154	154	152	150	146	140	131	124	128	127	127	130	130	126	123	123	119	115	108	103	102	105	107
離島	167	167	167	167	168	170	170	170	170	172	172	172	176	175	175	178	178	178	178	176	172	165	154	157	156	156	158	159	160	153	153	153	146	146	139	136	136	136
下五島	165	165	165	165	168	168	168	168	168	168	168	168	172	172	172	177	177	177	177	173	168	158	150	150	150	150	150	155	155	149	149	149	145	145	139	130	134	134
上五島	173	173	173	173	176	176	176	176	176	176	176	176	180	180	180	183	183	183	183	178	173	162	154	154	154	154	159	159	159	154	154	154	146	151	140	140	140	140
壱岐	163	163	163	163	163	168	168	168	168	168	168	168	174	170	170	170	173	173	173	170	168	164	153	165	161	161	161	161	156	154	154	154	144	139	137	137	137	137
対馬	170	170	170	170	170	173	173	173	173	177	176	176	180	180	180	181	181	181	181	181	178	171	157	157	157	157	160	160	166	154	154	154	149	149	141	137	137	135

内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税 内税表示	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%

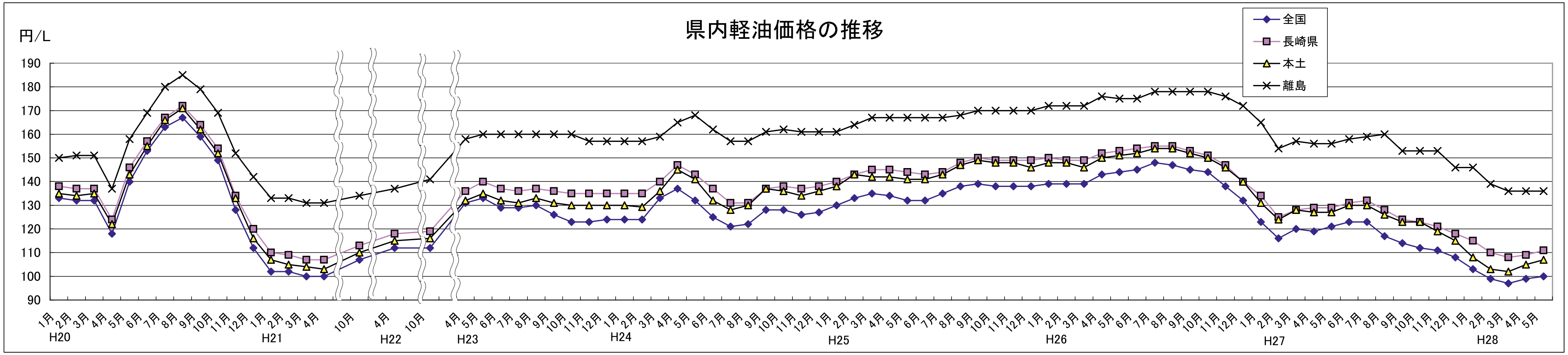

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表
「本土」…県独自調査（H24．3月以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下…県独自調査

灯油の店頭小売価格の推移

（単位：円/18L）

	20年												21年					22年	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	10月	4月	10月
全国	1,751	1,736	1,739	1,748	1,815	2,096	2,300	2,376	2,266	2,088	1,645	1,359	1,228	1,226	1,156	1,134	1,244	1,337	1,386
長崎県	1,796	1,791	1,786	1,812	1,897	2,137	2,335	2,433	2,334	2,138	1,652	1,381	1,264	1,262	1,215	1,196	1,301	1,411	1,471
本土	1,749	1,739	1,740	1,764	1,854	2,092	2,302	2,407	2,295	2,084	1,576	1,131	1,204	1,216	1,166	1,143	1,251	1,350	1,416
離島	2,081	2,088	2,091	2,147	2,181	2,391	2,589	2,690	2,591	2,435	2,038	1,726	1,601	1,580	1,529	1,522	1,595	1,644	1,728
下五島	2,060	2,092	2,089	2,149	2,149	2,349	2,583	2,691	2,581	2,430	2,124	1,683	1,521	1,503	1,476	1,377	1,467	1,512	1,658
上五島	2,080	2,080	2,080	2,088	2,080	2,323	2,450	2,590	2,500	2,400	2,210	1,800	1,700	1,710	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
壱岐	1,999	2,000	1,999	2,095	2,183	2,411	2,590	2,680	2,578	2,392	1,935	1,677	1,532	1,549	1,453	1,440	1,607	1,647	1,692
対馬	2,177	2,177	2,189	2,219	2,235	2,440	2,637	2,733	2,640	2,493	1,992	1,781	1,668	1,620	1,584	1,640	1,632	1,710	1,819

	23年									24年												25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,694	1,716	1,687	1,677	1,675	1,634	1,596	1,587	1,605	1,605	1,618	1,730	1,767	1,718	1,645	1,590	1,592	1,651	1,652	1,631	1,671	1,759	1,821	1,806
長崎県	1,741	1,790	1,756	1,743	1,745	1,712	1,689	1,677	1,665	1,681	1,684	1,771	1,838	1,811	1,726	1,653	1,658	1,723	1,729	1,702	1,731	1,818	1,884	1,901
本土	1,696	1,738	1,694	1,677	1,680	1,655	1,635	1,620	1,605	1,625	1,627	1,731	1,782	1,742	1,673	1,610	1,622	1,689	1,685	1,650	1,682	1,761	1,859	1,849
離島	1,996	2,063	2,055	2,049	2,057	2,047	2,043	2,023	2,023	2,025	2,009	2,013	2,108	2,165	2,046	1,981	1,971	2,032	2,048	2,032	2,050	2,051	2,123	2,185
下五島	1,890	1,935	1,890	1,863	1,935	1,890	1,935	1,935	1,935	1,935	1,890	1,890	2,064	2,064	1,953	1,890	1,845	1,998	1,998	1,953	1,998	1,953	2,083	2,083
上五島	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	1,998	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	2,100
壱岐	1,980	2,067	2,091	2,091	2,067	2,067	2,023	2,023	2,023	2,023	2,005	2,006	2,103	2,217	2,017	1,921	1,921	2,003	2,003	2,003	2,003	2,003	2,093	2,213
対馬	2,082	2,133	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115	2,055	2,055	2,061	2,061	2,073	2,147	2,203	2,154	2,129	2,127	2,127	2,174	2,157	2,181	2,215	2,255	2,255

（単位：円/18L）

	25年									26年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	1,783	1,759	1,755	1,776	1,808	1,821	1,825	1,832	1,858	1,881	1,871	1,863	1,919	1,918	1,920	1,941	1,940	1,931	1,918	1,848	1,760
長崎県	1,888	1,869	1,855	1,856	1,901	1,903	1,907	1,904	1,921	1,944	1,949	1,940	1,992	1,993	1,993	2,004	2,016	2,014	2,011	1,966	1,879
本土	1,837	1,807	1,801	1,821	1,858	1,861	1,868	1,828	1,839	1,878	1,877	1,877	1,934	1,936	1,950	1,965	1,965	1,968	1,965	1,910	1,885
離島	2,197	2,187	2,187	2,187	2,188	2,194	2,204	2,194	2,214	2,225	2,213	2,234	2,289	2,280	2,280	2,305	2,325	2,325	2,314	2,281	2,201
下五島	2,083	2,038	2,038	2,038	2,093	2,093	2,138	2,093	2,183	2,183	2,138	2,183	2,239	2,239	2,239	2,288	2,324	2,324	2,279	2,252	2,101
上五島	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	2,304	2,304	2,304	2,304	2,200	2,100
壱岐	2,213	2,213	2,213	2,213	2,213	2,237	2,237	2,237	2,237	2,203	2,203	2,237	2,326	2,290	2,290	2,290	2,333	2,333	2,333	2,281	2,251
対馬	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255	2,249	2,249	2,249	2,249	2,315	2,309	2,309	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,327	2,269

	27年												28年				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	1,608	1,477	1,523	1,510	1,528	1,541	1,542	1,496	1,451	1,417	1,366	1,310	1,197	1,109	1,098	1,115	1,121
長崎県	1,769	1,622	1,656	1,647	1,660	1,691	1,694	1,664	1,620	1,583	1,507	1,454	1,345	1,264	1,250	1,256	1,284
本土	1,718	1,629	1,644	1,638	1,630	1,637	1,637	1,616	1,582	1,520	1,443	1,375	1,296	1,230	1,200	1,197	1,206
離島	2,075	1,911	1,958	1,956	1,952	1,982	1,992	1,991	1,912	1,921	1,921	1,805	1,776	1,648	1,586	1,584	1,571
下五島	1,968	1,847	1,847	1,847	1,847	1,847	1,886	1,931	1,828	1,828	1,828	1,753	1,753	1,595	1,482	1,482	1,482
上五島	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,700	1,650	1,550	1,550	1,550	1,550
壱岐	2,140	1,899	2,088	2,079	2,061	2,061	2,061	2,014	1,969	1,969	1,969	1,811	1,719	1,638	1,638	1,629	1,629
対馬	2,161	1,999	1,999	1,999	1,999	2,051	2,051	2,051	1,937	1,961	1,961	1,871	1,871	1,723	1,633	1,633	1,598

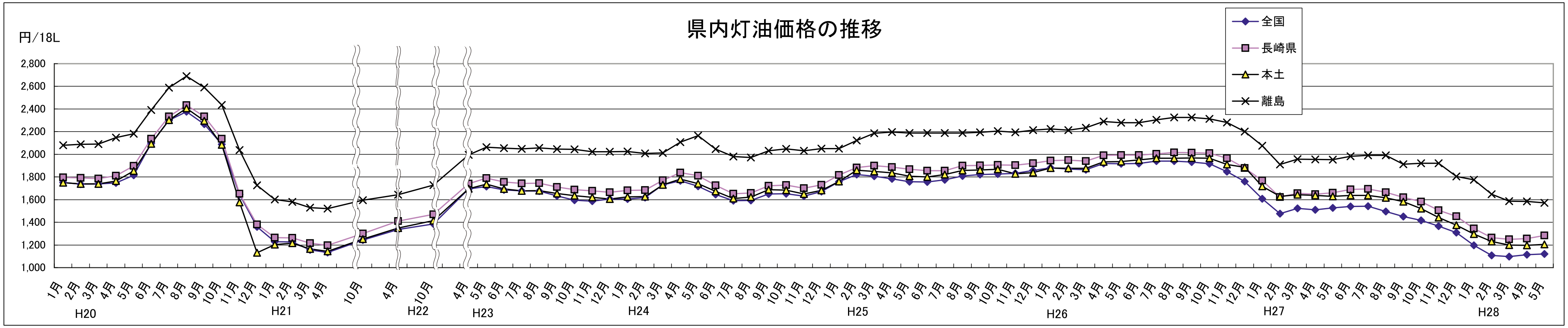

※凡例「全国」、「長崎県」…資源エネルギー庁公表

「本土」…県独自調査（H24．3月以前は県石油商業組合発表）

「離島」以下…県独自調査

資料1-12

半島航路の維持・確保について

資料1−13

選挙執行経費基準法改正による影響額調べ（前回比）

①各市における新基準額での執行状況（新基準額－実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7執行）	7,850	232	172	2,084	0	3,258	227	6,086	1,233	3,091	757	1,727	0
県知事選挙（H26.2執行）	18,778	7,670	1,500	5,589	1,797	4,191	0	5,852	1,674	3,857	3,945	1,687	2,508
衆議院議員総選挙（H26.12執行）	2,442	4,627	0	6,239	△ 186	3,655	0	3,100	1,294	3,508	826	0	0
県議会議員一般選挙（H27.4執行）	10,660	3,149	0	2,050	1,870	0	0	0	2,184	4,407	2,083	2,098	179

②各市における基準額の比較（新基準額－前回基準額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7－H22.7）	△ 32,112	△ 168	△ 3,409	△ 15,212	△ 4,124	△ 3,295	△ 4,490	△ 15,622	△ 3,128	△ 6,088	△ 5,055	△ 3,049	△ 3,114
県知事選挙（H26.2－H22.2）	△ 22,465	△ 10,757	△ 3,058	△ 15,493	△ 3,606	△ 5,022	△ 2,304	△ 18,378	△ 2,514	△ 8,371	△ 4,716	△ 5,432	△ 3,663
衆議院議員総選挙（H26.12－H24.12）	△ 24,465	△ 14,823	△ 3,473	△ 13,695	△ 4,508	△ 4,355	△ 1,840	△ 14,131	△ 2,747	△ 5,751	△ 4,070	△ 3,208	△ 4,224
県議会議員一般選挙（H27.4－H23.4）	3,593	△ 8,065	※	△ 1,981	△ 6,327	※	※	※	※	54	※	※	△ 3,781

③各市における実績額の比較（直近実績額－前回実績額）　（単位：千円）

選挙の種類	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
参議院議員選挙（H25.7－H22.7）	△ 34,192	602	△ 539	△ 4,203	437	△ 2,462	△ 517	△ 7,619	△ 115	1,821	△ 4,957	△ 1,257	877
県知事選挙（H26.2－H22.2）	△ 34,346	△ 11,296	△ 3,691	△ 16,730	△ 5,114	△ 5,068	△ 404	△ 19,098	△ 584	△ 6,228	△ 6,981	△ 5,317	△ 1,097
衆議院議員総選挙（H26.12－H24.12）	△ 21,297	△ 7,952	837	△ 5,683	△ 4,323	△ 2,136	△ 1,603	△ 2,005	13	227	△ 4,895	△ 3,193	△ 1,997
県議会議員一般選挙（H27.4－H23.4）	△ 15,405	△ 5,491	※	△ 993	△ 8,197	※	※	※	※	△ 166	※	※	△ 3,643

（単位：万円）

選挙の種類	前回比減額（削減）市／県内全市 ※		0～100	100～200	200～300	300～400	400～500	500～1,000	1,000～2,000	2,000以上
参議院議員選挙	基準額	13/13	1			5	2	2	2	1
	実績額	9/13	3	1	1		2	1		1
県知事選挙	基準額	13/13			2	3	1	3	3	1
	実績額	13/13	2	1		1		5	3	1
衆議院議員総選挙	基準額	13/13		1	1	2	4	1	3	1
	実績額	10/13		2	2	1	2	2		1
県議会議員一般選挙 ※	基準額	4/6		1		1		2		
	実績額	6/6	2			1		2	1	

注1：H26衆議院議員総選挙においては、4市（島原市、松浦市、雲仙市、南島原市）で調整費が認められ、実質市費からの支出はなかったが、全市が経費の見直しを行っているなか、現行の基準額のみでは不足が生じる事態が起こっている。
注2：全市において、参議選、県知事選、衆議院議員総選挙とも新基準額が前回基準額を下回っている。
注3：実績額においては、ほとんどの場合、前回より減額となっている。
※前回又は今回無投票のため、単純比較できない市については表記していない。

資料1-14

明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韮山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西（旧）港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
6	外海の出津集落	長崎県長崎市
7	久賀島の集落	長崎県五島市
8	黒島の集落	長崎県佐世保市
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	外海の大野集落	長崎県長崎市
11	奈留島の江上集落	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別：施設区分別）

資料1-15

（平成26年度末現在：総務省消防庁）

	施設区分 / 都道府県名	社会福祉施設		文教施設（校舎・体育館）		庁舎		県民会館・公民館等		体育館		診療施設		警察本部・警察署等		消防本部・消防署所		その他		全体	
		耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位	耐震率	順位
1	北海道	72.4%	39	85.8%	45	57.5%	46	70.5%	33	69.8%	42	82.3%	29	90.0%	19	74.2%	41	66.4%	43	78.6%	46
2	青森県	83.3%	16	96.4%	13	70.9%	29	64.7%	43	74.1%	31	82.5%	28	100.0%	1	71.4%	44	77.0%	26	87.8%	20
3	岩手県	74.5%	36	94.8%	26	73.0%	25	77.2%	23	83.1%	15	90.0%	15	90.9%	15	77.1%	36	65.9%	44	84.5%	36
4	宮城県	90.5%	7	98.7%	3	89.6%	3	80.6%	13	82.6%	16	86.2%	24	100.0%	1	93.6%	7	91.6%	3	93.9%	6
5	秋田県	84.8%	13	94.1%	29	72.6%	26	67.6%	39	77.6%	24	87.8%	20	74.6%	42	75.0%	39	79.5%	19	85.1%	34
6	山形県	90.1%	8	94.9%	25	74.1%	22	79.9%	17	62.2%	47	81.5%	31	82.8%	32	72.5%	43	70.0%	38	85.8%	29
7	福島県	73.0%	37	85.1%	46	62.7%	40	71.4%	30	70.9%	41	80.0%	36	88.0%	25	67.7%	45	85.7%	12	81.1%	42
8	茨城県	75.2%	34	90.3%	40	78.2%	14	80.1%	15	72.1%	38	90.6%	13	77.5%	39	75.4%	38	76.3%	28	86.0%	28
9	栃木県	73.0%	37	95.6%	20	70.2%	30	73.8%	29	66.3%	44	88.1%	18	85.3%	28	73.3%	42	67.2%	42	85.6%	32
10	群馬県	82.9%	17	92.0%	35	67.1%	37	80.1%	15	72.2%	37	96.4%	3	90.9%	15	74.7%	40	68.1%	40	86.7%	25
11	埼玉県	78.6%	29	98.2%	6	83.8%	7	80.6%	13	74.5%	29	85.2%	25	89.4%	21	88.3%	16	77.8%	24	91.9%	10
12	千葉県	83.4%	14	93.2%	30	78.7%	13	81.0%	12	84.6%	13	85.1%	26	76.8%	40	86.8%	21	81.9%	18	89.3%	14
13	東京都	96.4%	1	99.7%	1	90.2%	1	91.3%	4	88.0%	8	97.6%	2	92.9%	10	98.5%	2	90.4%	5	97.9%	1
14	神奈川県	95.3%	2	97.8%	8	85.4%	6	88.8%	5	92.6%	3	95.3%	5	75.0%	41	95.7%	4	77.3%	25	94.3%	5
15	新潟県	80.4%	22	95.3%	22	75.2%	21	76.4%	25	74.2%	30	80.2%	35	82.0%	34	83.3%	26	75.0%	30	87.8%	20
16	富山県	82.5%	18	91.1%	37	76.9%	18	82.7%	10	75.8%	25	88.0%	19	85.7%	27	76.8%	37	86.0%	11	87.1%	24
17	石川県	79.3%	26	92.3%	33	80.7%	11	77.8%	20	83.2%	14	76.5%	41	96.2%	6	87.2%	19	86.4%	9	87.9%	19
18	福井県	89.1%	10	94.5%	28	69.5%	34	73.9%	28	75.3%	27	92.1%	10	86.4%	26	93.2%	8	70.5%	37	87.7%	22
19	山梨県	85.7%	12	97.9%	7	81.7%	10	79.6%	18	86.2%	11	92.7%	9	97.1%	4	82.0%	27	85.7%	12	91.8%	11
20	長野県	82.3%	19	96.0%	16	77.6%	15	83.6%	9	86.8%	9	86.8%	23	91.4%	14	92.1%	12	86.2%	10	89.5%	13
21	岐阜県	90.1%	8	98.7%	3	69.7%	33	85.8%	7	80.0%	20	88.2%	17	80.0%	36	92.5%	10	94.4%	2	93.1%	7
22	静岡県	92.9%	5	96.1%	14	89.8%	2	94.1%	2	86.4%	10	94.4%	6	100.0%	1	94.9%	5	96.7%	1	95.6%	2
23	愛知県	94.1%	3	99.7%	1	86.6%	5	97.8%	1	94.5%	1	93.7%	7	61.9%	45	98.6%	1	90.7%	4	94.7%	4
24	三重県	93.0%	4	98.3%	5	88.9%	4	93.4%	3	91.4%	5	75.0%	42	97.1%	4	87.7%	18	85.6%	14	94.8%	3
25	滋賀県	80.0%	25	94.6%	27	70.2%	30	88.4%	6	73.5%	35	90.9%	12	79.2%	37	85.2%	24	89.9%	6	90.2%	12
26	京都府	78.9%	28	96.0%	16	67.4%	36	64.1%	45	81.5%	17	87.5%	21	67.4%	44	91.7%	13	79.0%	22	88.5%	16
27	大阪府	78.5%	30	95.4%	21	83.8%	7	78.3%	19	85.3%	12	87.1%	22	90.7%	17	92.7%	9	64.7%	45	92.1%	8
28	兵庫県	79.3%	26	95.7%	19	73.1%	24	70.6%	32	78.9%	22	81.7%	30	81.7%	35	92.4%	11	67.9%	41	88.7%	15
29	奈良県	72.0%	41	93.1%	31	69.9%	32	75.7%	26	71.8%	39	66.2%	46	84.4%	29	78.2%	35	53.2%	47	80.2%	43
30	和歌山県	77.6%	31	95.9%	18	77.2%	17	76.5%	24	93.8%	2	92.9%	8	92.9%	10	88.2%	17	74.0%	31	87.4%	23
31	鳥取県	91.2%	6	90.4%	39	79.1%	12	68.8%	35	65.6%	45	100.0%	1	90.7%	17	65.7%	47	85.6%	14	84.0%	38
32	島根県	76.3%	32	91.6%	36	62.8%	39	65.0%	41	64.3%	46	77.8%	40	95.8%	8	78.9%	33	71.9%	34	81.2%	41
33	岡山県	72.1%	40	90.7%	38	58.0%	44	68.8%	35	73.7%	34	70.0%	45	88.7%	23	84.6%	25	72.8%	33	82.4%	40
34	広島県	61.4%	47	84.3%	47	60.1%	42	63.8%	46	75.4%	26	80.3%	34	43.5%	47	80.6%	30	62.0%	46	73.4%	47
35	山口県	67.3%	45	90.2%	41	62.4%	41	59.6%	47	80.0%	20	74.5%	43	96.0%	7	79.8%	31	78.8%	23	79.7%	44
36	徳島県	80.2%	23	92.5%	32	77.4%	16	68.2%	38	74.1%	31	80.6%	32	68.4%	43	89.6%	14	79.5%	19	84.6%	35
37	香川県	81.7%	21	97.7%	9	73.5%	23	77.6%	22	89.8%	7	70.8%	44	90.0%	19	66.7%	46	75.4%	29	88.0%	18
38	愛媛県	71.6%	42	86.8%	44	57.7%	45	65.3%	40	81.5%	17	83.7%	27	58.0%	46	85.6%	23	73.0%	32	79.1%	45
39	高知県	86.7%	11	89.7%	42	68.0%	35	71.1%	31	78.7%	23	96.4%	3	78.3%	38	81.4%	29	71.9%	34	82.7%	39
40	福岡県	80.2%	23	97.3%	11	75.6%	20	85.2%	8	91.3%	6	90.6%	13	83.3%	31	81.6%	28	79.5%	19	92.0%	9
41	佐賀県	82.3%	19	92.1%	34	59.8%	43	77.8%	20	71.6%	40	80.0%	36	95.8%	8	87.2%	19	87.5%	8	86.7%	25
42	**長崎県**	75.4%	33	**95.2%**	**23**	**53.5%**	**47**	64.5%	44	73.8%	33	54.1%	47	82.4%	33	79.0%	32	89.0%	7	**85.3%**	**33**
43	熊本県	75.1%	35	97.5%	10	83.4%	9	65.0%	41	72.9%	36	78.8%	39	84.4%	29	78.6%	34	76.7%	27	88.5%	16
44	大分県	83.4%	14	96.1%	14	76.3%	19	69.7%	34	69.6%	43	91.7%	11	92.5%	12	89.0%	15	70.9%	36	86.4%	27
45	宮崎県	67.4%	44	95.1%	24	72.3%	27	75.0%	27	74.8%	28	80.0%	36	92.2%	13	97.7%	3	84.2%	16	85.7%	30
46	鹿児島県	65.1%	46	97.0%	12	72.2%	28	68.6%	37	81.4%	19	80.4%	33	89.4%	21	94.2%	6	68.5%	39	85.7%	30
47	沖縄県	68.8%	43	87.1%	43	66.3%	38	82.1%	11	91.7%	4	88.9%	16	88.3%	24	85.7%	22	83.5%	17	84.4%	37
全　体		82.6%		**94.6%**		**74.8%**		76.4%		78.3%		85.2%		81.2%		86.1%		77.8%		**88.3%**	

（第２）合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 2-1 参照）

１.合併特例債の充当範囲の拡充について

合併特例債については、今後ますます増嵩する公共施設の維持補修費等、地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう、充当範囲の拡大を図ること。

併せて、合併特例債を財源とした基金については、総務省通知により償還が終了した範囲内での取り崩しが可能となっているが、特定目的基金の有効活用の観点から、合併団体の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

２.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

（１）平成の合併により広域化した市町の財政需要については、市町村の実情を考慮し、支所に係る経費や、消防費、離島に要する経費、保健衛生費、社会福祉費等の算定方法の見直しがなされ、平成２９年度以降は、農業行政費、小中学校費等についても、標準団体の経費を見直すことが示されているが、今後、具体的な制度設計を行っていく中で、合併市町特有の実態を十分に踏まえた普通交付税の算定方法の見直しを行うこと。

特に、合併団体であるが故に削減できない財政需要や新たな財政需要に対応したきめ細かい補正を創設すること。

（２）一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が不可能であることや、住民の安全な暮らしを守るため、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、引き続き「人口密度等による需要の割増し」において、行政需要に見合った補正を創設すること。

資料2−1

「合併財政支援措置の拡充について」

【単位：千円】

	市名	合併年度	特例債 発行限度額	H27までの発行実績 （建設事業・基金）	H28～H32までの 発行見込額 （5年間延長）	計	発行割合	離島	過疎	辺地	財政力指数 （H25～H27）
1	長崎	H16・H17	52,199,600	41,866,900	10,332,700	52,199,600	100.0%	○	一部	○	0.556
2	佐世保	H17	36,504,000	24,973,200	10,745,900	35,719,100	97.8%	○	一部	○	0.510
3	島原	H17	12,944,600	8,281,900	4,662,700	12,944,600	100.0%		○	○	0.418
4	諫早	H16	50,917,700	35,418,600	15,499,100	50,917,700	100.0%			○	0.508
5	平戸	H17	19,129,400	13,179,400	5,950,000	19,129,400	100.0%	○	○	○	0.239
6	松浦	H17	11,239,300	7,936,800	3,302,500	11,239,300	100.0%	○	○	○	0.399
7	対馬	H15	24,115,700	20,893,100	3,222,600	24,115,700	100.0%	○	○	○	0.185
8	壱岐	H15	18,187,300	13,944,300	4,243,000	18,187,300	100.0%	○	○	○	0.221
9	五島	H16	24,507,900	14,154,000	10,353,900	24,507,900	100.0%	○	○	○	0.239
10	西海	H17	21,258,400	16,321,100	4,937,300	21,258,400	100.0%	○	○	○	0.386
11	雲仙	H17	33,005,600	16,622,100	10,078,300	26,700,400	80.9%		みなし	○	0.274
12	南島原	H17	37,656,200	16,220,900	21,435,300	37,656,200	100.0%		○	○	0.258
合計			341,665,700	229,812,300	104,763,300	334,575,600	97.9%				

普通交付税　市町別合併算定替増減比較表
（臨時財政対策債発行可能額加算後）

（単位：百万円）

市町名	H22国調人口	平成25年度交付決定額			合併市町村における算定見直し	
		合併算定替	通常算定	増減額	H26・27見直しによる増加	H25合併算定替特例増加分を基礎とした、算定見直しによる増加率
	人	A	B	C=A−B	D	D/C　(%)
長崎市	443,776	47,228	43,422	3,806	2,369	62.2
佐世保市	261,101	31,025	27,218	3,807	1,843	48.4
島原市	47,455	6,930	6,244	686	346	50.4
諫早市	140,752	19,766	16,180	3,586	1,610	44.9
平戸市	34,905	10,160	8,500	1,660	751	45.2
松浦市	25,145	5,946	4,972	974	593	60.9
対馬市	34,407	16,632	12,524	4,108	1,744	42.5
壱岐市	29,377	10,860	8,589	2,271	884	38.9
五島市	40,622	13,719	10,643	3,076	1,433	46.6
西海市	31,176	8,167	5,800	2,367	1,080	45.6
雲仙市	47,245	13,748	9,880	3,868	1,692	43.7
南島原市	50,363	15,229	10,746	4,483	1,811	40.4
新上五島町	22,074	8,981	6,519	2,462	1,017	41.3
県内合併市町合計	1,208,398	208,391	171,237	37,154	17,173	46.2

※長崎県の試算をもとに平成26・27年度の見直しに係る総影響額を試算した

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理　　由
合併しても削減できない又は効果が出にくい経費	行政基盤強化・維持対策	1	人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせないため
		2	支所・行政センター（管理・人件費）・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁（島原市）・分庁舎の設置（対馬市・壱岐市・南島原市）・支所の人員配置強化（五島市）	住民ニーズに対応するため
		3	災害対応機能の維持	災害時に対応できる職員配置（支所の要員確保等）、防災行政無線のデジタル化に伴う情報連絡網の統一	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため
		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費（4離島）	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため
	行政効率化の推進	5	公共施設（管理・運営費）	離島との合併（松浦市、佐世保市）	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。
合併に伴い新たに生じた経費	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業（佐世保市）・がまだす地域づくり補助金（島原市）	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課題であるため
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業（長崎市）、宇久と本土の交流事業（佐世保市）、もっと南島原ツアー（南島原市）	
		8	住民サービスのきめ細かな対応（医療機関・福祉施設・地域交通　等）	福祉ﾀｸｼｰ券交付事業（南島原市）、同一市町内の航路対策経費（長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市）	
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金・助成金等	
		10	自治会・NPO活動支援	自治会活性化補助金（雲仙市）	
	行政基盤強化・維持対策	11	情報インフラ整備・維持（基幹系システム）	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため
		12	地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置（対馬市）	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため
	集落維持・住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム（新上五島町）	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応するため
		14	住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト（諫早市）・協働のまちづくり支援事業（五島市）	
		15	コミュニティ（デマンド）バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町	
		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度（対馬市）、地域起こし協力隊（長崎市・西海市・五島市）等	
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持（住民サービス系システム）	図書の管理システム、公共施設の空き情報	
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりミーティング（長崎市）・地域協議会（佐世保市）・市長を囲む懇談会（島原市）・ふれあい訪問（諫早市）・車座ﾄｰｸ（西海市）・市政懇談会（南島原市）	
		19	行政モニターやインターネットを用いた意見の収集。		
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経費	常備消防出張所（平戸市）、水道未普及地区解消事業（南島原市）	
	職員力の維持（町同士の合併）	21	周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等に取組む職員の人件費	地域再生推進本部（対馬市）、壱岐島振興推進本部（壱岐市）、さいかい力創造部（西海市）、政策企画課（雲仙市）、企画振興班（南島原市）、まちづくり推進課（新上五島町）	

総務省資料

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

【主な算定項目】

① 支所に要する経費の算定　② 人口密度等による需要の割増し
③ 標準団体の面積を見直し単位費用に反映

【見直し期間】

平成26年度以降5年程度

➢ 具体的な見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体)
H26～H28	地域振興費	• 支所に要する経費を加算	3,477億円
H27～H29	消防費	• 標準団体の出張所数等を見直し • 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 • 人口密度による補正を充実	1,071億円
	清掃費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
新 H28～H30	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	• 標準団体の経費を見直し • 旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	1,100億円程度（詳細別紙）
	その他の教育費 徴税費	• 標準団体の経費を見直し • 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	• 離島、属島の増嵩経費を反映（保健福祉等分）	
H29以降	農業行政費 小・中学校費 等	• 標準団体の経費を見直し 等	1,000億円程度
合　計			6,700億円程度

総務省資料

平成28年度から見直しを行う項目（案）

※各項目の（）内の金額は、見直しによる合併団体への影響額

➢ 保健衛生費（730億円程度）
➢ 社会福祉費（110億円程度）
➢ 高齢者保健福祉費（55億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に伴い、保健福祉関係３費目の標準団体における経費を見直し、単位費用に反映
- 旧市町村における以下の対象経費を加算

（１）対象経費
　　旧市町村における保健センター運営費等保健福祉に係る住民サービス経費

（２）算定方法
　①次の算式により旧市町村（本庁が所在する旧市町村を除く）ごとに算定

標準的な上記（１）の経費　×　所管区域人口の多寡による補正

※人口8,000人規模の旧市町村の場合、上記による加算額は4,500万円程度

　②旧市町村ごとに算定した①の需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算
　（合併算定替の需要額には加算しない）

➢ その他の教育費（100億円程度）
➢ 徴税費（120億円程度）

- 標準団体の面積の見直し（160k㎡→210k㎡）に伴い、標準団体における経費を見直し、単位費用に反映
- 公民館及び徴税に要する経費について、人口密度に応じた補正を充実

➢ 離島の対応（15億円程度）

- 離島団体の保健福祉等に係る増加経費について、隔遠地補正・属島補正を充実し、需要額を割増し

➢ 上記について、平成28年度以降３年間かけて段階的に交付税の算定に反映

（第３）国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.医療保険制度改革について

（１）国民健康保険制度について

平成２７年５月２９日に公布された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、国民健康保険の構造的問題に対応し、国民健康保険制度の安定化を図るため、今後も引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

（２）高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

（３）低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成２２年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減及び減免措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

併せて、後期高齢者医療制度において、特別措置により実施されている低所得者等に対する保険料軽減措置の見直しにあたっては、高齢者にとって過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮すること。また、実施にあたっては、被保険者や現場に混乱を招かないよう十分な準備・広報期間を設けるとともに、必要な財政措置を講じること。

２.当面の措置及び制度運営について

（１）新たな財政措置について

新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

（２）減額措置の廃止について

各種医療費助成制度等市町村単独事業(現物給付化)の実施に伴う療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

（資料 3-1 参照）

（３）国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者からの賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

３.特定健康診査・特定保健指導について

（１）後期高齢者支援金について

特定健康診査及び特定保健指導実施率に応じた後期高齢者支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

（資料 3-2 参照）

（２）助成額の見直しについて

実施に係る費用については実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

各市の減額措置の状況

資料3−1

※福祉医療費助成制度（乳幼児医療費助成制度など）の現物給付における減額状況

	平成26年度の実績		平成26年度に減額された金額		円
	対象	対象者数（27年3月末）人	療養給付費等負担金	国財政調整交付金	計
長崎市	乳幼児 ひとり親等 重度心身障	3,461 3,688 2,960	7,135,355 12,955,588 65,380,482	4,160,887 5,214,564 37,018,040	11,296,242 18,170,152 102,398,522
佐世保市	未就学児	2,445	4,799,250	3,199,000	7,998,250
島原市	未就学児	795	2,800,942	1,823,000	4,623,942
諫早市	未就学児	1,205	2,628,212	1,099,000	3,727,212
大村市	現物給付なし	0	0	0	0
平戸市	乳幼児	466	878,369	73,000	951,369
松浦市	未就学児	286	318,178	223,000	541,178
対馬市	未就学児	523	2,676,837	2,760,240	5,437,077
壱岐市	未就学児	397	713,310	580,000	1,293,310
五島市	未就学児	339	1,256,799	719,000	1,975,799
西海市	未就学児	277	675,246	428,000	1,103,246
雲仙市	未就学児	778	1,756,935	1,234,000	2,990,935
南島原市	未就学児	789	1,883,225	1,389,000	3,272,225
合計		18,409	−	−	165,779,459

※大村市　：　現物給付を行っておらず償還払いで対応

資料3-2

平成26年度　長崎県下保険者別特定健診・特定保健指導実施率

区分 / 保険者	特定健診				特定保健指導					
	対象者	受診者	順位	受診率	対象者	修了者			順位	受診率
						積極的支援	動機づけ支援	計		
長崎市	78,842	25,457	21	32.3%	2,689	88	685	773	21	28.7%
佐世保市	44,542	15,623	19	35.1%	1,656	97	897	994	8	60.0%
島原市	10,242	4,682	7	45.7%	480	94	272	366	2	76.3%
諫早市	24,563	9,384	17	38.2%	1,045	70	318	388	20	37.1%
大村市	14,441	4,794	20	33.2%	494	48	184	232	15	47.0%
平戸市	7,843	4,217	5	53.8%	522	64	193	257	13	49.2%
松浦市	4,819	1,874	15	38.9%	238	23	130	153	4	64.3%
対馬市	8,493	3,143	18	37.0%	375	53	181	234	5	62.4%
壱岐市	6,499	3,536	4	54.4%	433	42	187	229	11	52.9%
五島市	10,449	4,094	14	39.2%	546	44	220	264	14	48.4%
西海市	6,319	2,758	10	43.6%	285	50	192	242	1	84.9%
雲仙市	10,784	4,524	12	42.0%	561	99	284	383	3	68.3%
南島原市	13,560	6,498	6	47.9%	730	89	357	446	6	61.1%
長与町	6,519	2,686	13	41.2%	263	25	132	157	9	59.7%
時津町	4,988	2,186	9	43.8%	252	30	76	106	17	42.1%
東彼杵町	1,792	983	3	54.9%	105	12	45	57	10	54.3%
川棚町	2,651	1,124	11	42.4%	124	10	39	49	19	39.5%
波佐見町	2,625	1,180	8	45.0%	132	12	50	62	15	47.0%
小値賀町	837	493	2	58.9%	20	4	4	8	18	40.0%
佐々町	2,229	1,342	1	60.2%	149	15	76	91	6	61.1%
新上五島町	5,262	2,016	16	38.3%	160	6	73	79	12	49.4%
市長平均	268,299	102,594		38.2%	11,259	975	4,595	5,570		49.5%

（第４）地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

（資料 4-1 参照）

（２）自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

（３）救急医療対策への地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、その医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

資料4−1

従業地別医師数・主たる診療科【厚生労働省医療統計(H26.12.31)より抜粋】

区分	人口(H27.1.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	内訳					
					診療科目延数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
市計	1,237,926	3,901	315.1	3,728	3,728	757	195	292	127	2,357
長崎市	433,197	1,984	457.9	1,857	1,857	324	82	123	67	1,261
佐世保市	254,522	653	256.5	637	637	130	32	51	23	401
島原市	45,819	114	248.8	111	111	26	5	11	7	62
諫早市	138,460	381	275.1	378	378	84	37	34	13	210
大村市	92,559	358	386.7	354	354	54	23	17	5	255
平戸市	32,212	49	152.1	45	45	17	2	6	0	20
松浦市	23,675	25	105.5	24	24	10	1	4	1	8
対馬市	31,581	54	170.9	51	51	22	4	7	3	15
壱岐市	27,367	42	153.4	41	41	16	3	3	1	18
五島市	37,795	79	209.0	74	74	25	3	8	3	35
西海市	29,126	33	113.3	33	33	14	1	7	0	11
雲仙市	44,470	76	170.9	73	73	18	1	11	1	42
南島原市	47,143	53	112.4	50	50	17	1	10	3	19
町計	145,903	269	184.3	260	260	75	14	28	20	123
長崎県計	1,383,829	4,170	301.3	3,988	3,988	832	209	320	147	2,480
全国		311,205	244.9							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

（第５）福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．保健福祉施策等の充実強化について

（１）子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

（２）幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

（３）病児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

病児保育事業に係る補助金については、平成２１年度以降に定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基準が見直されている。その後、補助基準額が見直され、今般、新制度施行と同時に地域子ども・子育て支援事業として位置づけられているが、依然として、利用者が少ない施設においては、病児保育事業の実施（受託等）が困難となっていることから、少なくとも平成２０年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

（４）国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

（５）生活保護制度の財源負担について

生活保護に係る財源負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

（６）未婚の母（父）子世帯の税控除の公平化について

保育料の算定にも影響する所得税等の計算において、公平性の観点から、所得税法及び地方税法の寡婦（夫）控除を未婚の母（父）子世帯の母（父）にも適用すること。

２．障害者福祉施策の充実強化について

（１）自立支援給付の適切な実施について

訪問系サービスにおいて、重度障害者への支援の度合が高いなどの要因によりサービス支給額が国庫負担基準を超過した市町村については、事業費の超過負担が発生している。国庫負担基準については順次引き上げが行われているものの、市町村によっては事業費の負担超過の状態が続いていることから、国庫負担基準を見直すなど、早急に然るべき措置を講じること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（２）地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国１／２）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが充分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

（資料 5-1 参照）

３．「子ども・子育て支援新制度」施行に係る確実な財源確保について

昨年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は消費税引き上げによる恒久財源の確保を前提とした制度であり、子ども・子育て支援における教育・保育及び地域の子育て支援の質・量の拡充を図るためには、１兆円程度の追加財源が必要とされているが、消費税率の引き上げにより確保する０．７兆円程度以外の０．３兆円程度の確保について、早期に具体的な確保策を示すこと。

また、消費税率１０％への引き上げまでの間、地方に過剰な負担を強いることがないよう、各年度の予算編成において、十分な財源を確保すること。

さらに、地域子ども・子育て支援事業における国及び都道府県の負担については、子ども・子育て支援法第６７条第２項及び第６８条第２項において、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」と規定されているが、国の予算が不足すれば、市が実施した地域子ども・子育て支援事業について適切に交付金が交付されないことも想定される。

地域子ども・子育て支援事業を確実に推進するためには、国及び都道府県の財政措置は不可欠であることから、その財源については、予算の範囲内ではなく、国及び都道府県の義務として、所要額を負担するよう法改正を行うこと。

４．放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

（１）放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

（２）放課後児童クラブを学校施設に整備するにあたり、配置上の問題から、特別教室を移設する場合などの移設先の整備費用についても補助対象となるよう補助制度を拡充すること。

（３）小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

（４）借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

資料5−1

平成27年度障害者自立支援給付費(実績)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額
	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率(事業費の1/4)との差額
長崎市	7,242,892,895	3,621,446,447	50.0	1,810,723,222	25.0	1,810,723,226	25.0	2
佐世保市	5,200,979,844	2,600,489,920	50.0	1,300,244,958	25.0	1,300,244,966	25.0	5
島原市	1,209,780,460	604,890,229	50.0	302,445,114	25.0	302,445,117	25.0	2
諫早市	2,962,851,328	1,481,425,664	50.0	740,712,832	25.0	740,712,832	25.0	0
大村市	1,996,099,015	990,427,684	49.6	495,213,842	24.8	510,457,489	25.6	11,432,735
平戸市	1,000,453,546	500,226,772	50.0	250,113,385	25.0	250,113,389	25.0	2
松浦市	657,087,138	328,114,558	49.9	164,057,279	25.0	164,915,301	25.1	643,516
対馬市	727,689,216	358,658,934	49.3	179,329,467	24.6	189,700,815	26.1	7,778,511
壱岐市	625,170,346	289,704,436	46.3	144,852,218	23.2	190,613,692	30.5	34,321,105
五島市	1,101,092,481	550,546,240	50.0	275,273,119	25.0	275,273,122	25.0	2
西海市	741,584,740	365,914,584	49.3	182,957,291	24.7	192,712,865	26.0	7,316,680
雲仙市	1,451,693,462	724,263,686	49.9	362,131,842	24.9	365,297,934	25.2	2,374,568
南島原市	1,190,549,627	591,496,050	49.7	295,748,025	24.8	303,305,552	25.5	5,668,145
合 計	26,107,924,098	13,007,605,204	49.8	6,503,802,594	24.9	6,596,516,300	25.3	69,535,273

平成27年度地域生活支援事業(実績)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率(事業費の1/4)との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス	ストマ装具給付
長崎市	330,033,130	134,986,000	40.9	64,455,000	19.5	130,592,130	39.6	48,083,847	208,318,211	100,914,336	18,338,024	10,590,060	78,475,791
佐世保市	143,581,823	57,837,000	40.3	25,402,000	17.7	60,342,823	42.0	24,447,367	89,584,108	10,755,240	10,072,480	7,268,260	61,488,128
島原市	39,568,892	16,743,000	42.3	7,994,000	20.2	14,831,892	37.5	4,939,669	26,505,166	3,843,491	4,104,695	8,344,000	10,212,980
諫早市	84,638,512	34,050,000	40.2	14,105,000	16.7	36,483,512	43.1	15,323,884	52,320,219	12,603,510	10,702,170	0	29,014,539
大村市	85,263,412	33,639,000	39.5	15,503,000	18.2	36,121,412	42.3	14,805,559	35,927,960	8,086,646	5,946,454	1,709,940	20,184,920
平戸市	17,787,500	7,987,000	44.9	3,417,000	19.2	6,383,500	35.9	1,936,625	8,399,387	2,224,310	801,906	528,750	4,844,421
松浦市	8,127,371	3,525,000	43.4	1,549,000	19.1	3,053,371	37.5	1,021,528	4,468,757	508,350	312,120	0	3,648,287
対馬市	44,933,173	16,468,000	36.6	8,032,000	17.9	20,433,173	45.5	9,199,880	38,536,439	21,676,149	8,087,548	1,936,250	6,836,492
壱岐市	68,812,896	28,412,000	41.3	13,926,000	20.2	26,474,896	38.5	9,271,672	63,719,985	24,543,370	29,622,989	2,587,500	6,966,126
五島市	48,324,167	19,453,000	40.3	9,196,000	19.0	19,675,167	40.7	7,594,125	10,298,150	1,102,154	2,504,740	0	6,691,256
西海市	16,802,616	6,898,000	41.1	2,751,000	16.4	7,153,616	42.5	2,952,962	9,407,792	103,290	4,448,207	0	4,856,295
雲仙市	29,796,520	13,441,000	45.1	6,123,000	20.5	10,232,520	34.4	2,783,390	18,206,513	4,223,701	3,295,334	0	10,687,478
南島原市	37,180,634	15,810,000	42.5	7,576,000	20.4	13,794,634	37.1	4,499,475	21,549,210	1,380,040	619,195	5,325,120	14,224,855
合 計	954,850,646	389,249,000	40.8	180,029,000	18.9	385,572,646	40.3	146,859,983	587,241,897	191,964,587	98,855,862	38,289,880	258,131,568

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

（第６）介護保険制度等に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

１．第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

２．グループホーム等小規模な事業所の防災体制の拡充について

国において一定の見直しがなされているが、以下の項目について要請する。

（１）事業所の負担を軽減するため、スプリンクラー設備の補助単価の増額を図ること。

３．介護従事者の人材確保について

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保対策を確実に実施すること。

資料6-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

	第５期（円）	段階数	第６期（円）	段階数	改定率
長崎市	5,492	8	6,083	9	10.8%
佐世保市	5,822	9	5,722	9	-1.7%
諫早市	4,940	10	5,170	9	4.7%
大村市	4,960	11	5,600	9	12.9%
平戸市	4,683	8	5,580	9	19.2%
松浦市	5,360	10	5,520	11	3.0%
対馬市	5,520	8	5,700	10	3.3%
壱岐市	4,970	6	5,262	9	5.9%
五島市	5,920	10	6,233	9	5.3%
西海市	4,900	6	5,500	9	12.2%
長与町	5,400	10	5,661	9	4.8%
時津町	5,700	9	5,600	9	-1.8%
島原地域広域市町村圏組合	5,375	9	5,791	10	7.7%
平　均	5,311		5,648		6.6%

（第７）生活環境の保全・整備等の充実に関する提言について

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．大気汚染の防止対策について

大気汚染による健康被害は、深刻な問題であり、近年は、微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質が環境基準値を超えた値で観測されている。現在、国は、日中韓三ヵ国環境大臣会合に基づく取り組みや国連環境計画、クリーン・エア・アジアなどの国際機関と連携した取り組み等を行っているところであるが、今後も、大陸からの越境汚染により、更なる大気汚染が懸念されるため、汚染原因の早期究明を行い、国際的な対応も視野に入れたより具体的な大気汚染対策に取り組むとともに、自治体に対し適切に情報提供を行うよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

２．九州大学地震火山観測研究センターにおける雲仙岳の火山監視・観測・研究体制の充実強化について

雲仙岳の継続的な監視・観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山監視・観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

資料7−1

PM2.5　1日平均値（μg/㎥）（平成28年5月）

地区	県央									県南		五島	壱岐	対馬	県北			
測定局	稲佐小学校	小ヶ倉支所	東長崎支所	村松	時津小学校	諫早	大村	川棚	雪浦	島原	小浜	五島	壱岐	対馬	大塔	福石	吉井	松浦志佐
1日	20	17	17	16	16	19	16	16	18	18	16	18	19	14	22	22	18	19
2日	18	16	18	17	17	19	18	16	17	18	16	19	20	18	24	24	18	19
3日	11	10	11	10	11	12	10	12	14	11	11	15	13	12	14	14	11	10
4日	25	24	22	23	25	24	24	23	27	21	24	23	25	23	26	27	21	20
5日	23	21	22	21	22	24	21	22	22	25	20	21	26	17	29	28	22	24
6日	9	7	11	8	8	10	10	10	10	10	8	8	11	10	16	14	9	9
7日	23	22	21	22	20	22	22	22	27	17	15	35	30	32	28	29	23	27
8日	23	21	22	22	21	23	22	23	23	27	22	21	32	31	28	25	19	23
9日	6	4	6	6	5	6	5	5	10	6	5	11	11	17	11	13	6	10
10日	5	4	3	3	4	3	3	5	5	6	2	4	6	7	8	8	4	5
11日	4	4	2	4	3	3	2	3	6	3	2	4	6	5	7	8	4	8
12日	11	8	11	10	10	11	10	11	9	11	8	7	11	9	13	15	9	10
13日	12	11	13	10	12	15	12	13	13	15	13	10	11	12	14	18	12	13
14日	18	17	16	17	18	17	15	19	18	19	15	18	18	15	22	24	21	21
15日	13	10	13	12	12	14	13	15	12	18	14	13	13	12	15	16	11	13
16日	11	10	9	9	10	9	10	11	12	12	9	11	11	12	15	16	9	12
17日	15	14	16	13	13	14	14	12	15	17	14	16	17	12	18	20	13	14
18日	14	12	13	13	12	15	12	15	11	15	12	18	15	12	16	20	14	15
19日	21	21	21	20	20	20	18	23	22	22	20	18	21	19	29	31	23	22
20日	22	20	18	19	18	18	16	21	21	16	16	22	19	18	24	26	19	20
21日	21	21	21	19	19	21	20	21	23	19	15	21	20	19	27	27	19	23
22日	30	29	29	26	26	28	28	28	28	28	22	26	23	22	32	33	23	28
23日	22	20	20	22	21	23	21	24	24	24	18	19	27	27	29	30	25	29
24日	13	12	10	11	11	13	12	15	12	15	10	11	15	10	20	17	12	12
25日	9	11	6	5	6	6	7	9	11	6	4	16	15	16	11	16	11	14
26日	24	30	20	17	21	25	24	28	32	16	18	36	15	40	36	38	31	38
27日	48	46	42	40	41	44	40	46	45	41	37	43	48	41	55	53	46	47
28日	28	29	26	24	26	29	29	25	29	24	22	29	30	22	31	32	24	26
29日	8	8	6	7	6	6	6	9	10	6	4	13	23	22	15	15	11	13
30日	30	28	24	19	25	27	24	25	26	18	17	34	39	28	28	29	30	33
31日	29	25	24	24	22	24	19	22	26	25	21	32	39	31	30	32	22	23

環境基準値（1日平均値35μg/㎥以下）超過

平成27年度
PM2.5　1日平均値の環境基準値(35μg/m³)を超えた日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延日数
諫早局					1	1	4		1	2			9
島原局					1		2		1	2	1		7
大村局					1		2		1	2			6
川棚局					1		2			1			4
時津小学校局					1		2			1			4
雪浦局					1		2			1			4
松浦志佐局			1		1		1		1	1			5
対馬局	1		2	1	2		3		2	1	1		13
壱岐局	2			2	1		1		2	1			9
五島局					1		1	1	1	1	1		6
小浜局							2		1				3
小ヶ倉支所局					1		2		1	2			6
稲佐小学校局			1		1		2		1	2			7
東長崎支所局					1		2		1	1			5
村松局					1		2			1			4
福石局					2		3		1	2			8
大塔局	1		1		2		3		1	1			9
吉井局					1		1			1			3

（第８）九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 8-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成２４年６月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、用地買収やトンネル・橋梁工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について特段の配慮をすること。

（１）平成２８年３月２９日の関係者（検討委員会、佐賀県、長崎県、ＪＲ九州、鉄道・運輸機構、国土交通省）による、西九州ルートの開業のあり方に係る合意内容を遵守すること。

（２）フリーゲージトレインの着実な開発及びその進捗について、適宜、情報の開示を行うこと。

（３）肥前山口～武雄温泉間の複線化の着実な整備を図ること。

また、フリーゲージトレインの開発の動向を見据え、最終的な西九州ルートのあり方とそこに至る道筋を早急に示すこと。

（４）開業時の運行本数について早期に示すとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう関係者との調整を図ること。

（５）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

２.県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めるとともに、これらの財源についても特段の配慮をすること。

（１）フリーゲージトレインの佐世保市への乗り入れを含むＪＲ佐世保線の輸送改

善について

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の開業時に、佐世保市へのフリーゲージトレイン乗り入れが実現するよう、佐世保線の整備改良に必要な調査及び実証運行を実施すること。

（２）フル規格新幹線鉄道網への直通運行について

将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには、佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

（３）在来線の整備財源について

在来線の整備に対する自治体負担軽減のため、在来幹線の高速化を図る事業の補助率の嵩上げを行うこと。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、土地区画整理事業と一体となり長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、両事業の整備促進に向け、事業予算確保等に配慮すること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

平成２３年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、地域鉄道の施設整備に対する支援が継続されているが、車両全般検査については平成２８年度改正においてインバウンド対応車両に限定されたものであった。

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠である。そのため、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策の充実を図ること。

資料8−1

建　設　費	約 5,000 億円
所要時間 （博多～長崎）	現行（在来特急）:（最速）1 時間 48 分　※50 本中 1 本
	武雄温泉～長崎間を標準軌で整備の場合（国試算） フリーゲージトレイン：1 時間 20 分　※時間短縮効果 28 分

（第９）高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．道路整備の安定的財源確保について

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要とする海路及び道路整備が推進できるように必要な財源の充実強化を図ること。

（資料 9-1 参照）

２．道路網の整備について　**（資料 9-2 参照）**

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦佐々道路（松浦ＩＣ（仮称）から佐々ＩＣ）の早期供用開始に向けた事業促進

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ（仮称））の早期供用開始に向けた事業促進

ウ　相浦中里ＩＣ～佐世保大塔ＩＣの４車線化の早期事業化

②　九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　長崎ＩＣ～長崎多良見ＩＣの４車線化の早期供用開始に向けた事業促進

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の一体的な早期事業化

イ　雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

ウ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

エ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江～口之津）の早期事業化

③　口之津～愛野間の地域高規格道路の早期整備

④　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期実現

（ア）時津町日並から時津町野田間の早期整備

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並間の早期事業化

イ　長崎南北幹線道路（長崎市～時津町）の早期実現

⑤　諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備

⑥　国道２０５号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備

ア　針尾バイパスの整備促進

イ　現道の改良等

②　一般国道５７号の早期整備

ア　一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ　一般国道５７号愛野・小浜バイパスの早期事業化及び愛野から小浜町までの現道改良による機能強化

③　一般国道３４号の早期整備

ア　大村市与崎～諫早市本野間の早期事業化

イ　大村拡幅の早期完成

ウ　本野入口交差点（下大渡野町）改良事業の早期整備

エ　諫早北バイパスの４車線化

オ　日見バイパスの４車線化の早期整備

④　一般国道３８２号の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施
③ 嬬娥三島大橋と原島大橋架橋の早期実現
④ 松島架橋の早期実現
⑤ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-3 参照）

３．道路環境の維持管理について

国及び県が管理する道路は、地域間の対流を生み出す広域的な連携を支え、市街地の顔を形成する役割も担っているが、年間を通じた適正な道路環境の確保ができていない状況にあり、地域住民の歩行、車両通行時の障害などの交通安全上の課題や市街地景観上の課題がある。

本県においては、対流促進こそ地方創生の最たる手段であり、島原半島ジオパーク、長崎の教会群とキリスト教関連遺産などの世界遺産登録、統合型リゾート（ＩＲ）誘致などを見据え、来県された観光客に対しおもてなしの心を持った道路空間を確保するため、年間を通じ定期的な除草や剪定を実施すること。

４.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠であるため、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

５．所有者の所在の把握が難しい土地への対応について

現在、我々地方自治体は、公共事業（特に道路事業等）を実施する際に、所有者の所在の把握が難しい土地等の用地取得が難航し、事業進捗の大きな障壁となっている事例が多くある。

こうした中、国土交通省においても、国土に関する基本施策である「国土のグランドデザイン２０５０」を策定し、基本戦略の一つに「(8)美しく、災害に強い国土」を位置づけ、我が国の国土が持つポテンシャルを活かすため、所有者不明土地の実態把握、活用を進めるためのルールづくり、公共・公益的な視点と財

産権の不可侵性のバランスに配慮した制度のあり方について幅広く検討することが必要であると明記した。これに関連して「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」が設置され８回の検討がなされたが、結果として示されたものは、現行制度の効率的な運用に主眼が置かれ、我々が期待した法整備も含めた「所有者の所在の把握が難しい土地」の抜本的な解決策とはなっていない。

国においては、用地取得の難航が事業進捗の障壁となっている地方自治体の問題を早急に解決すべく、関係省庁が連携し、あらゆる角度から検討の上、「所有者の所在の把握が難しい土地」への適正な対応策について、早期に結論を得ること。

資料9−1

○道路整備の状況

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	60.9	57.1	48.1	49.7
	改良率	91.0	61.1	48.1	51.7
全　国	整備率	70.1	59.5	58.2	58.9
	改良率	92.4	69.6	58.2	61.0

※道路統計年報より(平成26年4月1日現在)

○道路関係経費の状況

市名	経費		差	
	25年度(A)	26年度(B)	(A)−(B)	(B)/(A)
長崎市	15,941,012	15,018,593	△ 922,419	94.2%
佐世保市	6,299,800	5,747,022	△ 552,778	91.2%
島原市	1,139,921	1,255,928	116,007	110.2%
諫早市	5,251,863	5,644,693	392,830	107.5%
大村市	2,809,481	2,949,098	139,617	105.0%
平戸市	2,586,742	2,404,275	△ 182,467	92.9%
松浦市	1,134,378	1,170,762	36,384	103.2%
対馬市	1,577,101	3,218,918	1,641,817	204.1%
壱岐市	2,160,902	2,014,862	△ 146,040	93.2%
五島市	2,216,266	2,229,374	13,108	100.6%
西海市	3,185,282	1,167,374	△ 2,017,908	36.6%
雲仙市	690,213	1,410,826	720,613	204.4%
南島原市	3,340,081	3,107,291	△ 232,790	93.0%
合 計	48,333,042	47,339,016	△ 994,026	97.9%

※平成25・26年度地方財政状況調査(表70)より

資料9−2

長崎、西彼杵、佐世保地域

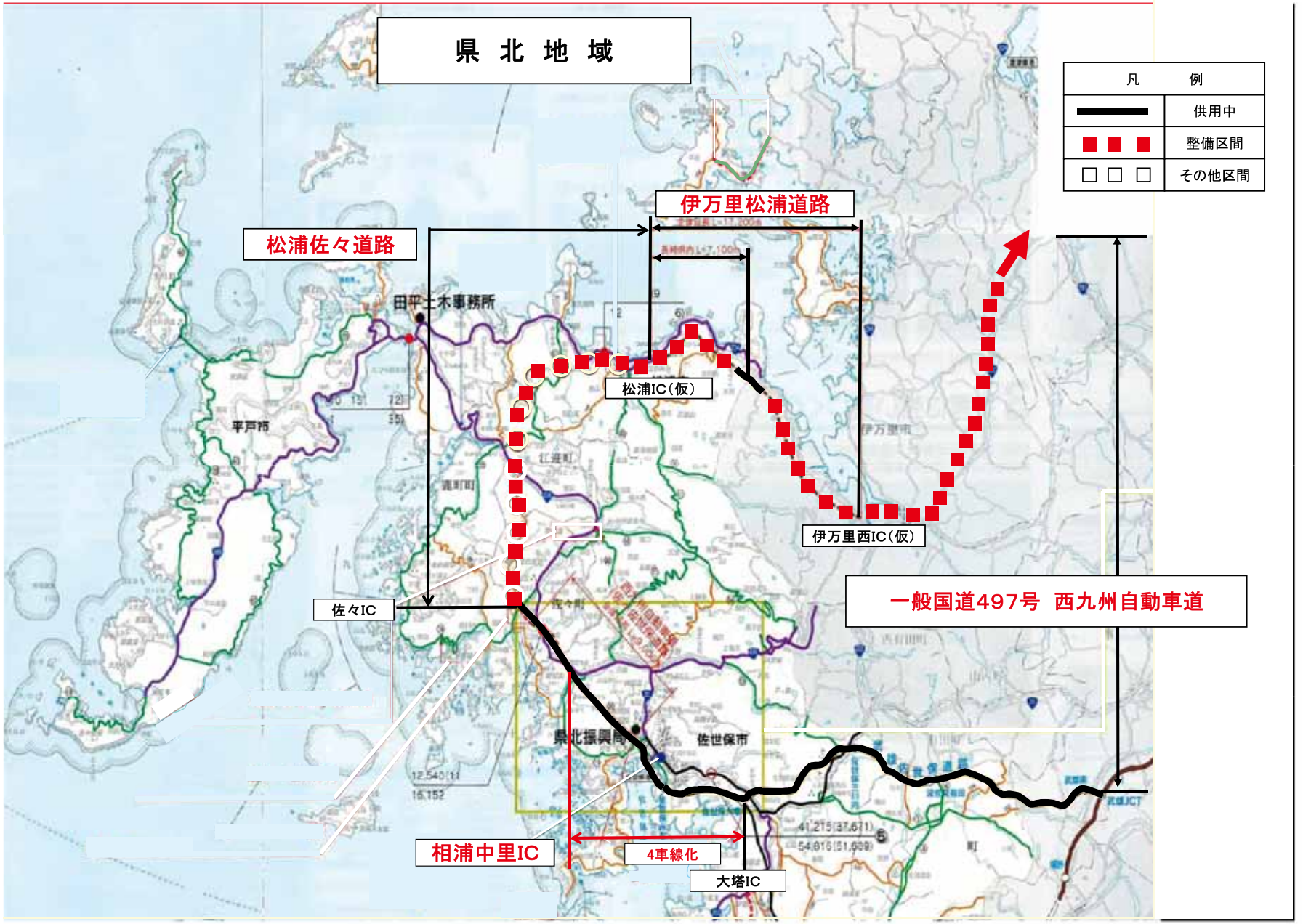
県 北 地 域
凡 例
供用中
整備区間
その他区間
伊万里松浦道路
松浦佐々道路
田平土木事務所
松浦IC（仮）
伊万里西IC（仮）
一般国道497号 西九州自動車道
佐々IC
県北振興局
佐世保市
相浦中里IC
4車線化
大塔IC
平戸市
伊万里市

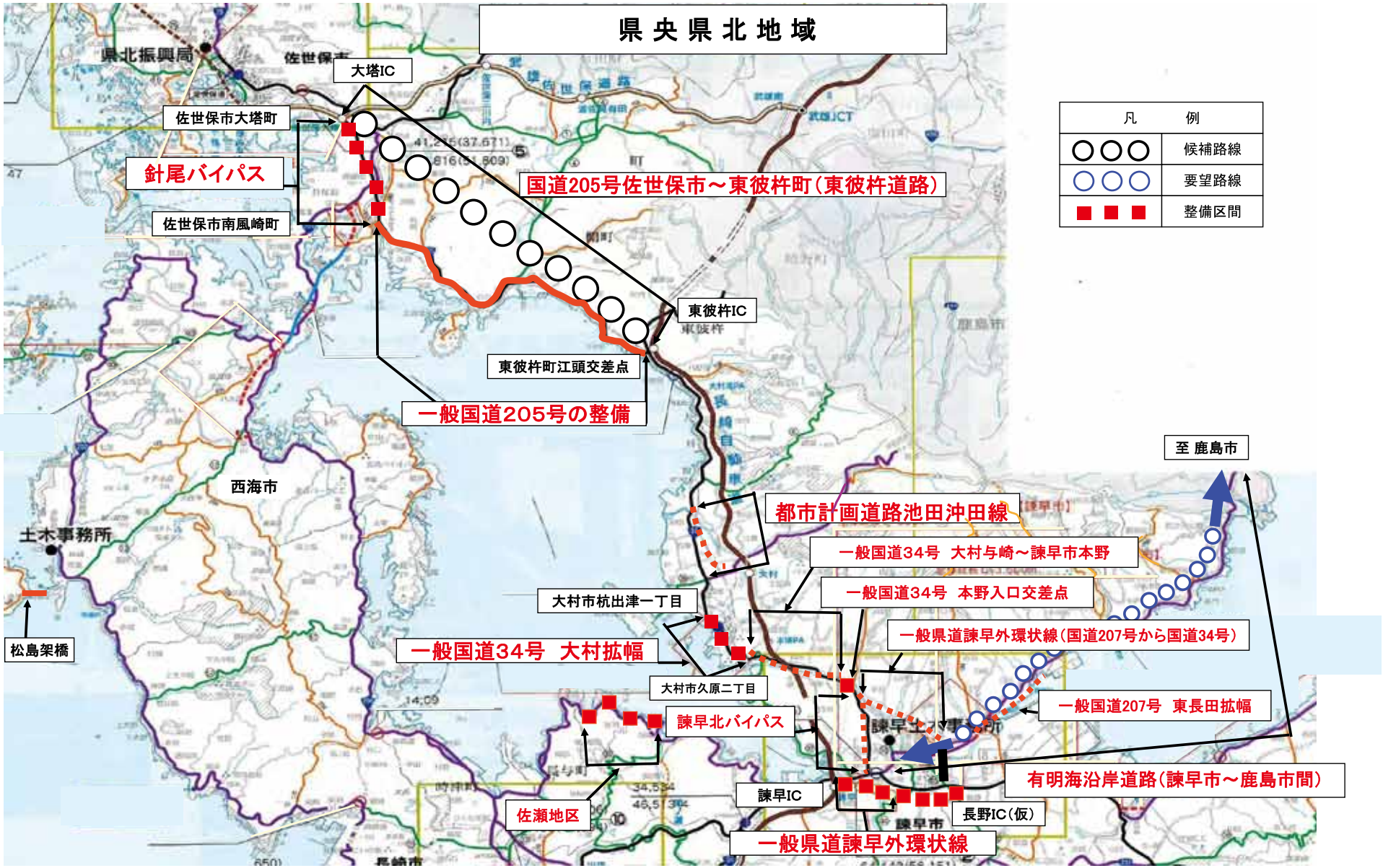
県央県北地域
県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
針尾バイパス
佐世保市南風崎町
国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）
東彼杵IC
東彼杵町江頭交差点
一般国道205号の整備
西海市
土木事務所
松島架橋
至 鹿島市
都市計画道路池田沖田線
一般国道34号 大村与崎～諫早市本野
一般国道34号 本野入口交差点
大村市杭出津一丁目
一般国道34号 大村拡幅
一般県道諫早外環状線（国道207号から国道34号）
大村市久原二丁目
諫早北バイパス
一般国道207号 東長田拡幅
諫早土木事務所
有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）
諫早IC
長野IC（仮）
佐瀬地区
諫早市
一般県道諫早外環状線
凡 例
候補路線
要望路線
整備区間

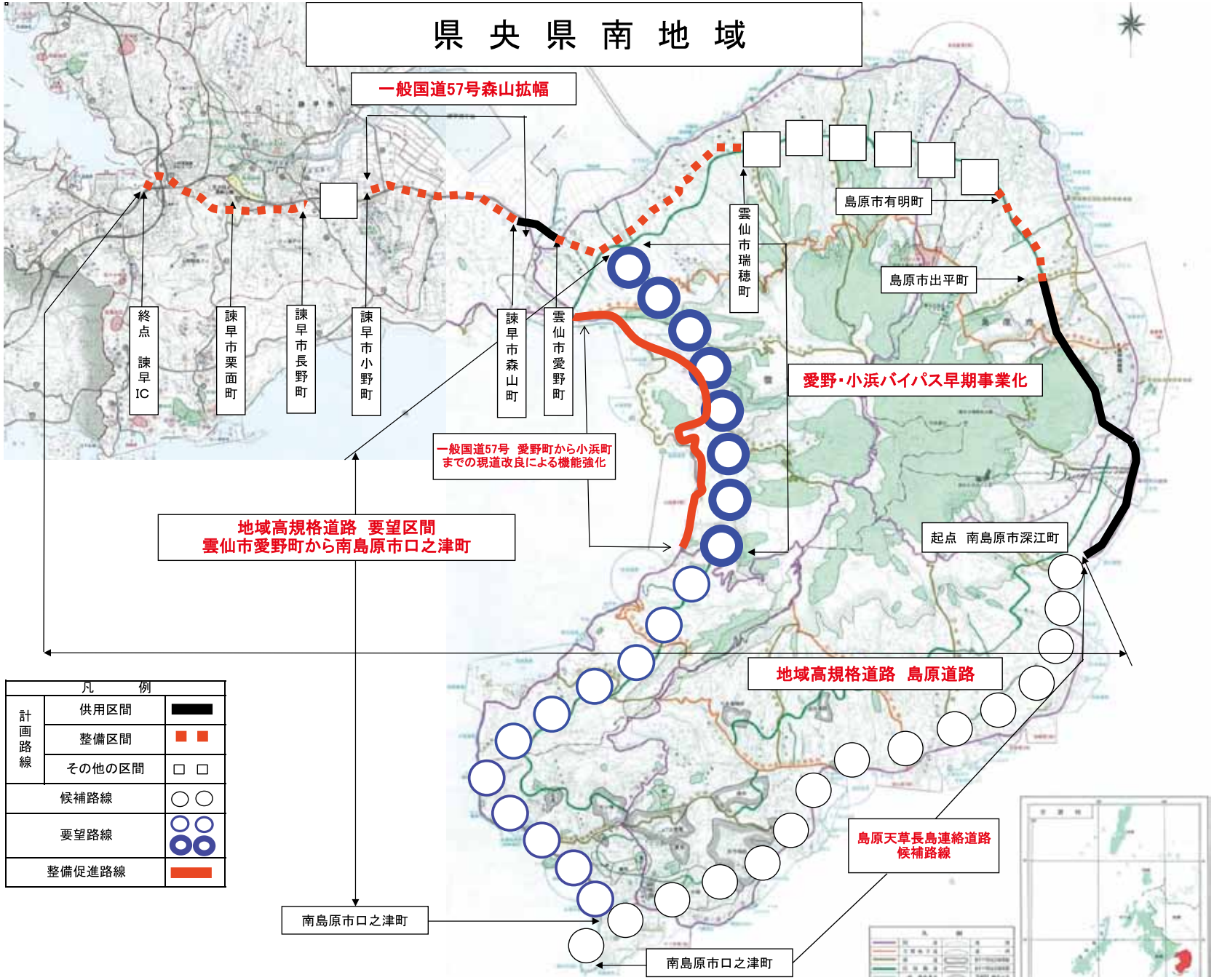
県央県南地域
一般国道57号森山拡幅
終点 諫早IC
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
諫早市森山町
雲仙市愛野町
雲仙市瑞穂町
島原市有明町
島原市出平町
愛野・小浜バイパス早期事業化
一般国道57号 愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化
地域高規格道路 要望区間
雲仙市愛野町から南島原市口之津町
起点 南島原市深江町
地域高規格道路 島原道路
島原天草長島連絡道路
候補路線
南島原市口之津町
南島原市口之津町
凡例
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線
整備促進路線

壱岐・対馬地域

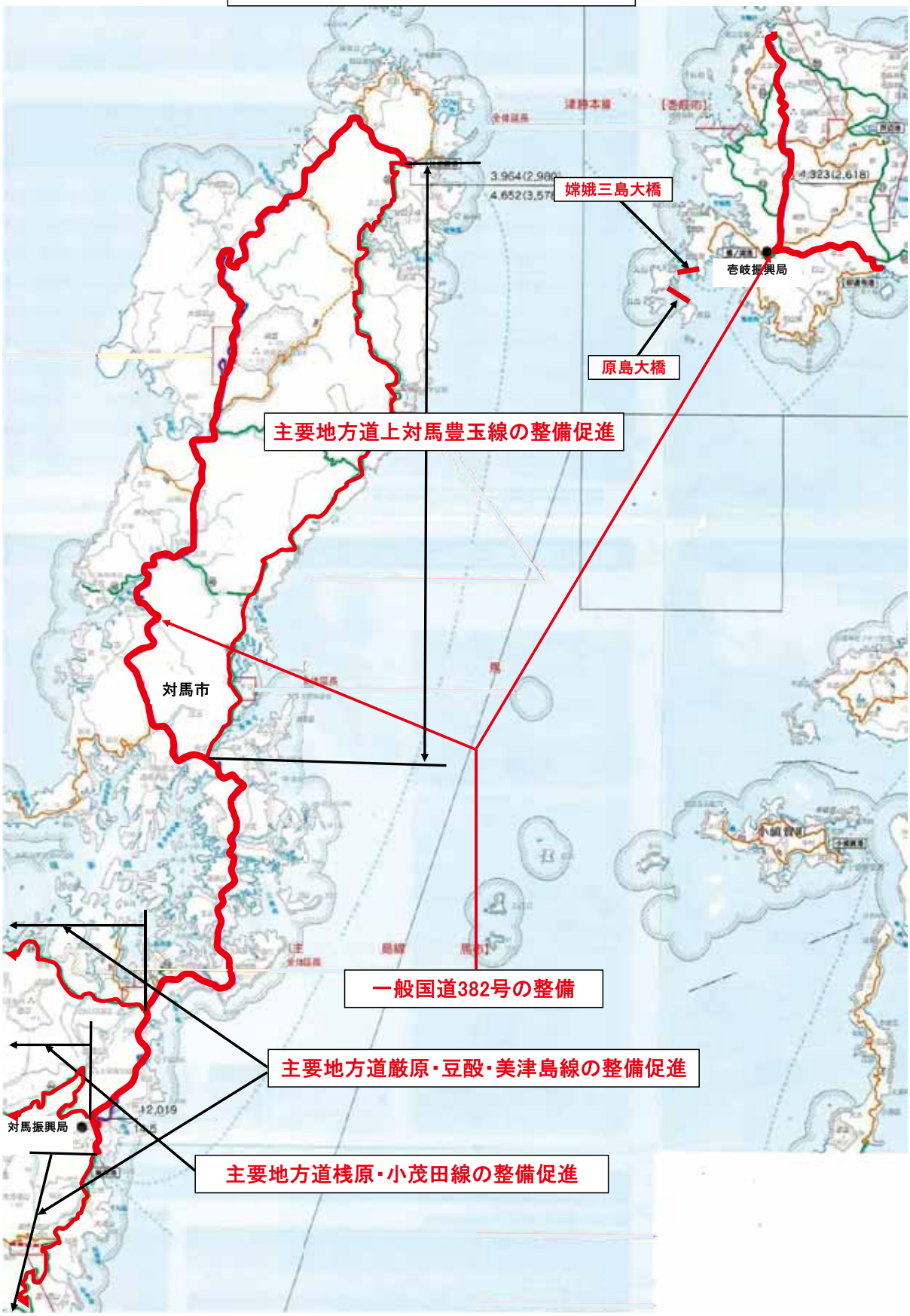
嘉瀬三島大橋
壱岐振興局
原島大橋
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
対馬市
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島線の整備促進
対馬振興局
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進

資料9−3

長崎県県央振興局農林部管内図

【大村湾の概要】

- 沿岸延長　３６０km
- 湾の面積　３２０km²（約南北２６km、東西１１km）
- 水深　平均１４．８m（最大５４m）
- 流水人口　1,000,392 人
  ※長崎県市町村別年齢別推計人口（H26 年 6 月現在）
- 島の数　５８（０．１ha 以上のもの）

（第１０）農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）経営所得安定対策について

集落営農の組織化には、地域農業を支える中心的政策である経営所得安定対策の制度拡充は有効な取り組みである。

同対策は、水田地帯では水稲の自発的減産や飼料米・地域特産品野菜等の転作、畑地帯では国の戦略産物である麦・そば・大豆等の作付けに助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会が実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

（２）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

（３）農業災害補償制度における国庫負担について

穀類(米・麦)、果樹等を取り巻く情勢は、担い手の不足により生産量が減少することのほか、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加するなど、依然として大変厳しい状況であることから、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持すること。

（資料 10-1 参照）

（４）農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

（５）離島における農業災害の限度額について

離島における災害復旧費は本土地域と比較すると割高で、限度額を超えやすく、復旧に掛かる農家負担が大きくなりやすいため、農地の災害復旧に支障をきたしており、離島の農地保全を図るため、農地災害の傾斜度別１アール当たり事業費の見直しを図ること。

（６）燃油高騰対策の強化について

現在、特例として措置されている農林漁業用Ａ重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律３：１に見直したうえで、事業を継続すること。

（７）就農給付金制度の拡充について

青年就農給付金制度については、青年就農者の就農初動期における負担軽減により経営安定につながり、就農者の拡大に効果が高い制度であるが、現在の新規就農状況は、定年帰農者やＵＩＪターン者等の多様な担い手が中心となっており、４５歳以上の就農者が占める割合が高いことから、現行の「４５歳未満」とする年齢要件を緩和するなど制度を拡充するとともに、出産時減額措置の撤廃や親元就農ケースにおける支給要件の緩和などを行い、農業の担い手の確保・育成を図ること。

２．ＴＰＰ協定に係る対応について

ＴＰＰ協定への署名に伴い、今後の国内農林水産業について、大きな影響を及ぼすことが予想されるが、農林水産業や地域に与える影響について、生産者や国民に十分な説明を行い、生産者の不安や懸念を払拭するとともに、将来にわたって農林水産業の持続性を高め、意欲ある農林水産業者が希望を持って経営に取り組めるよう、関連施策について、万全の国内対策を講ずること。

また、生産現場の声を十分に踏まえ、特に、本県の特徴である中山間地域や離島・半島などにおいても農林水産業が存続できるよう、地域の状況に即したきめ細かな対応を行うこと。

３.水産業の振興対策について

（１）養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、中国国内におけるフグ食の解禁が実現する見通しがあるが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国へのトラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、フグの輸出促進への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

（２）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出
③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築
⑤ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 10-2 参照）

（３）漁業就業者対策の充実について

「漁業就業者確保・育成対策事業」の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくないことから、新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設すること。

４．林地台帳整備に係る支援について

林業の成長産業化を目的として統一的な基準に基づき市町村での整備・公表が義務化された林地台帳の整備については、国の責任において、人材の確保及び必要な財源について適切な措置を講じること。

資料10-1

平成26年度　長崎県市町別イノシシ被害額一覧（上位順）

【単位　金額：千円　被害面積：ha 被害量：t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	長崎市	29,953	113.2	128
2	諫早市	28,384	27.4	159
3	南島原市	27,254	39.5	220
4	佐世保市	20,570	36.1	171
5	平戸市	20,076	17.0	295
6	長与町	12,507	6.1	78
7	対馬市	9,266	6.8	56
8	西海市	8,075	22.1	49
9	大村市	6,992	14.1	63
10	松浦市	6,353	13.8	56
11	雲仙市	6,030	5.9	140
12	東彼杵町	4,016	4.4	17
13	波佐見町	3,655	6.9	18
14	佐々町	3,576	3.0	19
15	小値賀町	1,897	2.2	70
16	川棚町	1,655	2.4	7
17	島原市	1,607	2.0	13
18	新上五島	584	0.4	7
19	時津町	569	1.3	3
20	壱岐市	10	0.0	0
21	五島市	0	0.0	0
合計		193,029	324.4	1,568

資料10−2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（H２８．２．１２調査）

長崎市	６隻
佐世保市	５７隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	0隻
壱岐市	２６隻
平戸市	３８隻
松浦市	２７隻
五島市	６３隻
西海市	0隻
島原市	0隻
南島原市	２３隻
雲仙市	２８隻

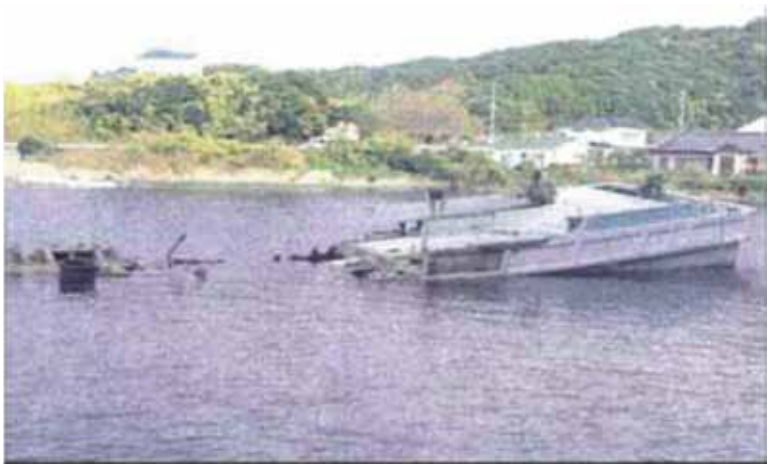

（第１１）地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

２．九州地方整備局雲仙復興事務所による雲仙普賢岳溶岩ドームの崩壊影響に関する技術的検討の実施と同事務所の存続について

（１）対策の検討について

雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会における検討結果をふまえ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた「減災」の視点に立った対策の強化とともに、今なお微動している溶岩ドームの崩壊に関し、雲仙復興事務所の高度な技術力を駆使しさらなる検討を実施すること。

（２）防災監視・観測体制の強化・存続について

土石流及び溶岩ドーム崩壊に対する地元住民の懸念が払拭されない中、雲仙復興事務所を国の出先機関原則廃止の対象とはせず、地域住民の生命・財産を守るため、同事務所の防災監視・観測体制をさらに強化し存続させること。

資料11-1

１．「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地促進法）」(平成１９年６月１１日施行)に基づく基本計画の同意状況

①九州広域地域産業活性化基本計画（平成２３年８月２９日同意）
九州全域の 188 市町村（うち長崎県 21 市町）

Ⅰ 長崎県県北地域基本計画（平成１９年１０月１７日同意）
Ⅱ 長崎県県央地域基本計画（平成１９年１２月２０日同意）
Ⅲ 長崎地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）
Ⅳ 島原地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）

⇩

②長崎県基本計画（平成２５年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町

⇩

Ⅴ 対馬・壱岐・五島地域基本計画（平成２０年６月１６日同意）

⇩

③長崎県基本計画（平成２６年４月１日同意）
長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

2. 地方交付税に関する特別措置

①普通交付税の課税免除等に対する減収補てん措置
固定資産税、不動産取得税を課税免除等した自治体に対し、減収分を普通交付税で補てん。

②企業立地促進のための経費に対する特別交付税措置
企業立地に伴う地方税収の一部について、企業立地支援のための財政需要として特別交付税を交付。

3. 措置の対象となる施設に係る取得価格要件

『承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は**構築物を構成する減価償却資産**及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格』

機械及び装置が補てんの対象にならない！